

パブリックコメント用

座間味村景観計画（素案）

令和元年 11 月

座間味村

目 次

序章 策定方針等

1. 景観計画の基本的な考え方及び位置づけ	1
(1) 問題認識	1
(2) 景観計画策定の意義・役割	1
2. 計画の位置づけ	2
(1) 法的な位置づけ	2
(2) 本村における位置づけ	3
3. 計画の体系	4

第1章 座間味村における景観の特性と課題

1. 座間味村の概要	5
(1) 位置及び地形	5
(2) 歴史	6
2. 座間味村の景観特性と景観構造	7
(1) 景観特性	7
(2) 景観構造	9
3. 良好な景観形成に向けた課題	12
(1) 自然景観の課題	12
(2) 集落景観の課題	12
(3) 軸及び拠点の景観形成の課題	13

第2章 景観形成に関する方針

1. 景観計画区域の設定	14
2. 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	15
(1) 景観形成の将来像	15
(2) 景観形成に関する全体方針	16
(3) 景観計画区域内の地区区分	17

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1. 景観計画に基づく届出等の手続き	21
2. 届出の対象となる行為（届出対象行為）〈景観法第16条〉	22
3. 景観形成基準設定の考え方	24
4. 景観形成基準	24
(1) 建築物（建築物と一体となって設置する工作物を含む）	24
(2) 工作物	28
(3) 開発行為	30
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	30
(5) 木竹の伐採	30
(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	31
(7) 特定照明	31

第4章 景観づくりのためのその他の方針

1. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	32
2. 景観重要公共施設の指定の方針	33
3. 屋外広告物の表示等に関する事項	34
4. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	34
5. 自然公園法の許可の基準に関する事項	34

第5章 準景観地区

1. 準景観地区の概要	35
2. 準景観地区指定の理由	37
3. 準景観地区指定の区域	43
4. 準景観地区内における行為の制限	44

第6章 計画推進に向けて

1. 推進に向けての考え方	51
2. 法に基づく取り組みの推進	52
3. 自主的な取り組み	53
4. 地域防災計画との連携	55
5. 計画の見直し	55

参考資料

1. 座間味村景観計画策定の経緯	57
2. 座間味村景観計画策定委員会委員名簿	58
3. 座間味村景観地区助成金交付案	59

序章 策定方針等

1. 景観計画の基本的な考え方及び位置づけ

(1) 問題認識

「豊かな地域資源が永遠にまもられ、人と自然環境が共生する『楽園』」を将来像に掲げる座間味村は、座間味島、阿嘉島、慶留間島の3つの有人島を含め大小20余りの島々からなる離島村です。

隣接する渡嘉敷村も含めた慶良間諸島は、透明度の高い海域景観、多様なサンゴが高密度に生息するサンゴ礁、ザトウクジラの繁殖海域、多島海景観、白い砂浜、海食崖とそこに発達した風衝地特有の植生など、海と陸が連続した多様な景観を有していることから、平成26年3月5日（サンゴの日）に我が国31番目の国立公園として指定されました。

しかしながら近年、集落域での新たな開発の動きがみられる等、地域らしさとの不協調が懸念されています。本村の陸域の約95%が自然公園法による特別保護地区又は特別地域となっており、建築物等の建設については許可を得る必要性があることから、乱開発への一定の歯止めはかかっているものの、良好な景観の形成の観点からは、なおきめ細かな規制誘導のあり方が求められています。

今後は、自然公園法を中心とした関連法を踏まえ、良好な景観形成の視点からの補完等によって、集落や地域にふさわしい規制誘導のあり方を構築していくことが期待されています。

(2) 景観計画策定の意義・役割

景観をテーマとした協働のむらづくりをすすめていくことは、地域の良さを再発見し、身近な生活環境の向上によって、地域への誇りと愛着を育むことであり、むらづくりそのものです。その意味では、景観計画のめざす方向は、「望ましい地域の暮らしと文化の姿の実現」といえます。

景観法は「美しい国づくり」をめざして、「良好な景観は、現在及び将来における国民共有の資産」とし、「地域個性と地域を愛する心の醸成」並びに「周辺景観との調和」が景観形成には不可欠として、平成16年にスタートしました。

県内市町村ではこれまでの県の支援もあって、多くの自治体で景観計画が策定されており、さらに県が主体となって地域における風景づくりに関わる人材育成に向けた支援を行う等、景観をキーワードとした地域づくりが広がっています。本村においても、法的背景を有する景観法に基づき、景観計画の枠組みについての村民の周知を広く図りつつ、望ましい地域の暮らしと自然環境の保全、歴史文化資源の保全活用及び産業の場が調和した、景観むらづくりを推進していくことが求められています。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は景観法第8条第1項に基づき、景観行政団体となった市町村等が「景観計画」として策定するものです。本村においては、景観法に基づく景観行政に取り組むため、沖縄県と協議し、その同意を得て、平成31年3月5日に「景観行政団体」になりました。

景観計画では、良好な景観形成のために必要な事項を定めます。

具体的には、下表に示す4つの必須項目に加え、選択事項の5つの項目の中から必要に応じて追加し整理します。また、必須事項の「3. 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」では、『届出対象』や『景観形成基準』を具体的に定めます。

表一景観計画の基本的な枠組み

■景観計画に定める事項（法第8条第2項）

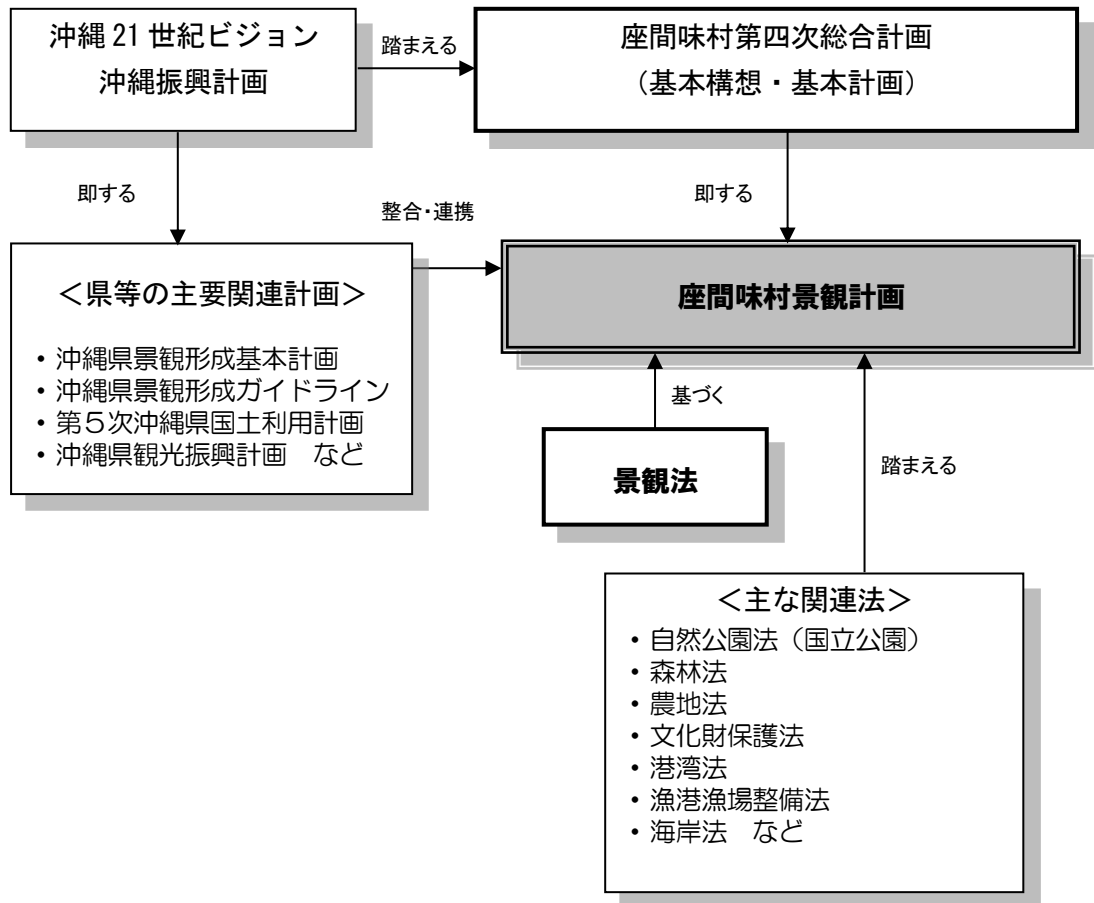
必須事項	選択事項（追加できる事項）
1. 景観計画区域 2. 景観計画区域における良好な景観形成に関する方針 3. 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 4. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（指定の対象がある場合に限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 ・景観重要公共施設の整備に関する事項 ・景観重要公共施設の占用等の基準 ・景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項 ・自然公園法の許可の基準

■行為の制限に関する事項の内容の例

	建築物の建築等	工作物の建築等	開発行為
届出対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築面積〇㎡以上 ・ 高さ〇m以上 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ〇m以上 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発面積〇㎡以上 等
景観形成基準	以下の項目から選択し、内容を規定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 形態又は色彩その他の意匠の制限 ・ 高さの最高限度または最低限度 ・ 壁面位置の制限または建築物の最低敷地面積 		以下の項目から選択し、内容を規定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 切土・盛土の高さの最高限度 ・ 木竹の保全・植栽が行われる土地の面積の最低限度

(2) 本村における位置づけ

座間味村景観計画は、景観法第8条に基づく法定計画として定めます。景観計画は座間味村の景観に関する施策を総合的かつ体系的に示すものであることから、「座間味村第四次総合計画」に即するとともに、県の主要関連施策との整合・連携及び関連法を踏まえて策定します。



3. 計画の体系

本計画の構成は以下の通りです。

序 章 策定方針等	<ol style="list-style-type: none">1. 景観計画の基本的な考え方及び位置づけ2. 計画の位置付け3. 計画の体系
第1章 座間味村における景観の特性と課題	<ol style="list-style-type: none">1. 座間味村の概要2. 座間味村の景観特性と景観構造3. 良好な景観形成に向けた課題
第2章 景観形成に関する方針	<ol style="list-style-type: none">1. 景観計画区域の設定2. 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	<ol style="list-style-type: none">1. 景観計画に基づく届出等の手続き2. 届出の対象となる行為（届出対象行為）3. 景観形成基準設定の考え方4. 景観形成基準
第4章 景観づくりのためのその他の方針	<ol style="list-style-type: none">1. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針2. 景観重要公共施設の指定の方針3. 屋外広告物の表示等に関する事項4. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項5. 自然公園法の許可の基準に関する事項
第5章 準景観地区	<ol style="list-style-type: none">1. 準景観地区の概要2. 準景観地区指定の理由3. 準景観地区指定の区域4. 準景観地区内における行為の制限
第6章 計画推進に向けて	<ol style="list-style-type: none">1. 推進に向けての考え方2. 法に基づく取り組みの推進3. 自主的な取り組み4. 地域防災計画との連携5. 計画の見直し

第1章 座間味村における景観の特性と課題

1. 座間味村の概要

(1) 位置及び地形

1) 位置

県都那覇市の西側約40kmの洋上に浮かぶ『慶良間諸島』があり、座間味村はその西半分の島々からなる離島村です。『ケラマブルー』と称される透明度の高い海と高密度に発達した世界屈指のサンゴ礁、色彩豊かで多種多様な熱帯魚にいろどられた美しい海域景観で知られ、一年を通じてダイバーが訪れる地域です。

座間味島、阿嘉島、慶留間島の3つの有人島はいずれも亜熱帯の森に覆われ、天然記念物ケラマジカが生息しています。冬季の村周辺海域にはザトウクジラの群れが繁殖と子育てのために訪れ、豪快なパフォーマンスを見ることができます。

2) 地形

全体的に丘陵地形をなしており、丘陵地が海岸まで押し迫り、海岸から丘陵地が形成されているため、海岸線の大部分は歩行が困難となっています。崖が多く、洋上にはリアス海岸を持つ多くの島々が点在しています。内海に面する海岸は、砂浜を主体とする緩やかな地形となっていますが、外海側は急こう配で基岩が露出し、海食地形が発達しています。100～200mに達する海食断崖を形成している箇所もあり、雄大な海岸景観を有しています。海域には裾礁が発達しており、美しいサンゴ礁の景観を形成しています。

座間味島は、島の長軸が東西にのび、天然の良港ともいべき入り江が島の随所にみられ、島の形を複雑にしています。島の東北海岸近くの海拔160.7mの地点から123mの地点を結ぶ山系と島の中央部の海拔143.5mを頂上とする丘陵地を中心に、大別すると島の南側(海拔124mの地点)と西側(海拔87mの地点)の二つの山系がみられます。北海岸の大部分は断崖、島の南側は緩やかな斜面となっており、島の南側には沖積土が堆積し、海岸平野や砂浜がよく発達しています。集落は、島の南側の平野部に分散し、座間味、阿佐、阿真の各集落を形成しています。

阿嘉島はやや菱形の島であり、島の中央部には北西から南北に走る山塊(海拔193mの地点と164.9mの地点を結ぶ山塊)が島の骨格をなしています。そのため、島の大部分は急斜面となり、耕作地は集落周辺の海岸段丘上に限られています。

慶留間島は、ほぼ四角形の島で、島の中央部に海拔157.4mを中心とする山塊があり、島全体が丘陵地形を形成しています。

(2) 歴史

【新石器時代】

古座間味一带に広がる古座間味貝塚から新石器時代の住居跡が出土し、その内部から土器・石器・貝製品が、住居跡の貯蔵穴からは黒曜石が見つかっています。

【唐船貿易の中継地の島】

座間味村の先人たちは、かねての時代から海洋思想に富み、1350年に察度王が明国と朝貢関係を結んでからは、那覇を出港した進貢船、唐の冊封船は座間味島の阿護の浦港に風待ちのために立ち寄ったこと等から、本村から多くの有能な船乗りを輩出しました。番所山（ばんどころやま）の烽火台では、のろしを上げ唐船が近づいたことを那覇に知らせていました。

【鯉漁業創業の島】

明治18年に座間味村で沖縄における鯉漁が始まりました。慶良間諸島の鯉節は県内外で高く評価され、「慶良間節」の名声を内外に広めました。座間味村は日本有数の鯉漁が盛んな地域として発展し、集落には赤瓦葺きの家屋が次々と建つようになりましたが、後継者不足等によりその後、途絶えました。

本村の山々の薪木は、鯉節を生産する際の燃料として、さらに沖縄本島においても炊事場や瓦業者、壺屋の陶器生産等の燃料として利用され、こうした薪を提供するため、戦後は盛んにリュウキュウマツの植林が行われていました。

【銅鉱の島】

明治初期から第二次世界大戦前まで屋我比島及び久場島（いずれも現在は無人島）では、銅鉱山として採掘が行われていました。

【第二次世界大戦（沖縄戦）米軍上陸第一歩の地】

座間味村は、沖縄戦における米軍最初の上陸地となり、集団自決者を含む多くの村民が犠牲となりました。

【海域景観を活かした観光の島】

昭和53年（1978年）に、座間味村は沖縄海岸国定公園に編入され、内海の美しい眺めと海域景観を求めて全国から観光客やダイバーが訪れるようになりました。さらに、平成26年3月には隣接する渡嘉敷村とともに慶良間諸島国立公園に指定され、国内のみならず海外からも多くの観光客が訪れる地域となっています。

2. 座間味村の景観特性と景観構造

(1) 景観特性

本村について、地形や歴史・文化、生活文化等を背景に「海と島々の景観」、「歴史文化景観」、「人と暮らしの景観」の3つの特性に整理しました。

1) 海と島々の景観

本村と隣接する渡嘉敷村を含めた慶良間諸島周辺には、透明度の高い海域景観、多様なサンゴが高密度に生息するサンゴ礁、ザトウクジラの繁殖海域、多島海景観、白い砂浜、海食崖とそこに発達した風衝地特有の植生など、海と陸が連続した多様な景観を有しており、これらは本村の最も特徴的な景観となっています。

① 海岸・海域の景観

本村を構成する島々には、海食断崖や基岩が露出する海食地形、砂浜を主体とする緩やかな海浜等、様々な表情の海岸線がみられ、その背景にはケラマブルーと称される透明度の高い海域が広がっており、村内外の多くの人に愛される景観となっています。

② 丘陵・緑の景観

各島ともに標高 150m程度の丘陵地で構成され、村内各所では緑豊かな丘陵地を日常的に望むことができます。丘陵地の頂上付近には地域の信仰の場である拝所がみられる等、集落の背景となる丘陵・緑の風景は村民生活において身近な景観となっています。

2) 歴史文化景観

地域の中で古くから信仰の対象として大切にされてきた拝所や赤瓦葺きの家屋、フクギの屋敷林、石積みの屋敷囲い、スージ小等はかつての集落の様子を現在に伝える歴史文化景観といえます。

また、各区に継承されている海御願等の伝統行事や交流イベントは、村民等に親しまれている大切な歴史文化景観の一つとなっています。

① かつての集落の様子を留めている景観

本村は沖縄における鰹漁の発祥の地であり、日本有数の鰹漁が盛んな地域として発展し、集落内には次々と赤瓦葺の家屋が建つようになりました。村内には、国指定重要文化財高良家住宅をはじめ、活況を呈した鰹漁が盛んな時代に建設された伝統的な赤瓦屋根の家屋、石積み等で構成される昔ながらの集落景観、拝所等の文化財が残されています。

② 祭祀・祭りの景観

本村は、沖縄県内では久高島と並ぶ信仰の篤い地域であり、現在も五穀豊穰、集落や各家庭の無病息災の祈願や感謝を行うもの、豊漁と航海安全を海の神に祈る「海御願

(海神祭)」等の祭祀が各区に受け継がれています。

近年は交流イベントとして、ホエールウォッチングフェスタ、サバニ帆漕レース、座間味ヨットレース、ケラマブルーカップイン座間味等、海に関わるイベントが多く、海の存在が人々の生活に深く根付いている地域です。

3) 人と暮らしの景観

村民の生活の場である集落域は、本村の景観を形成する主要な要素の一つとなっています。また、役場や港ターミナル、橋梁等の公共施設は利用者の多さや施設規模の大きさ等から、本村の景観形成に大きな影響を与える要因となります。

①集落景観

本土復帰後、台風被害への対応や建築資材の調達のしやすさから、赤瓦葺き家屋からコンクリート造家屋が主流となったことや、観光産業の振興に伴う観光関連事業所の増加によって、本村の集落景観は大きく変化しています。その一方で、敷地の区割りや道路幅員等は概ね伝統的な形態を維持しており、人間的尺度（ヒューマンスケール）の空間構成による集落景観となっています。

②公共施設

役場、港ターミナル、道路等の多くの人々が訪れ、利用する公共施設は、村民だけでなく本村を訪れる観光客にとっても大きく印象に残る存在であり、地域の景観を牽引する役割を担っています。また、阿嘉大橋のように美しい自然景観の中で存在感を与え、村内外の方に愛される景観となっているものもみられます。

(2) 景観構造

これまで整理した景観特性に基づき、それぞれを特徴づける景観の大きなまとまりとして、「地形的・面的なまとまり」、「眺望景観」、「景観軸」、「拠点的な景観」の4つの要素によって整理を行います。

1) 地形的・面的なまとまり

①低地・集落エリア

海岸に面した平坦地に集落が発達しており、その後背地に農地がみられる箇所もあります。集落の背後の緑豊かな丘陵地とも相まって、のどかな集落景観を形成しています。

②丘陵地エリア

各島ともに標高 150m程度の丘陵地で構成され、それぞれの立地特性に順応した植生がみられ、花木等によって季節の移ろいを体感することができます。これら丘陵地の景観を背景に集落景観が広がる等、本村の景観構造の土台的な要素となっています。

③海岸・海域エリア

本村は、3つの有人島を含め大小 20 余りの島々から構成されており、断崖や海浜等の多様な表情を持つ海岸線及び慶良間諸島国立公園に指定されている海域を含めたエリアは、本村の景観構造の中でも最も土台となる要素となっています。

2) 眺望景観

①眺望点（眺める対象）

ケラマブルーと称される洋上に点在する小高い島々の風景は、本村の最も特徴的な眺望景観です。また、各島の集落の背後に控える山並み、安護の浦やニシハマビーチ等の円弧を描く海浜、大自然を背景に滑らかな曲線を描く橋梁は、本村を代表する眺望景観といえます。

②視点場（眺める場所）

島々の各所に設置された展望台やビーチ、橋梁等からは、透明度の高い多島海景観、朝日や夕日、星空とともに1日中又は年間を通して美しい自然景観を望むことができます。

3) 景観軸

①海岸線軸

本村は、3つの有人島を含め大小20余りの島々から構成されており、断崖や海浜をはじめ多様な表情を有する海岸線が景観軸として形成されています。

②移動景観軸

本村の道路は、県道、村道、農道、林道で構成されており、これらは村内外の多くの方々に利用されています。海岸線沿いの道路や丘陵地を抜ける道路等で、美しいケラマブルーの海や緑豊かな丘陵地を眺望できる区間がいくつもみられます。また、道路の高低差や湾曲などによって変化のある景観を楽しむことができます。

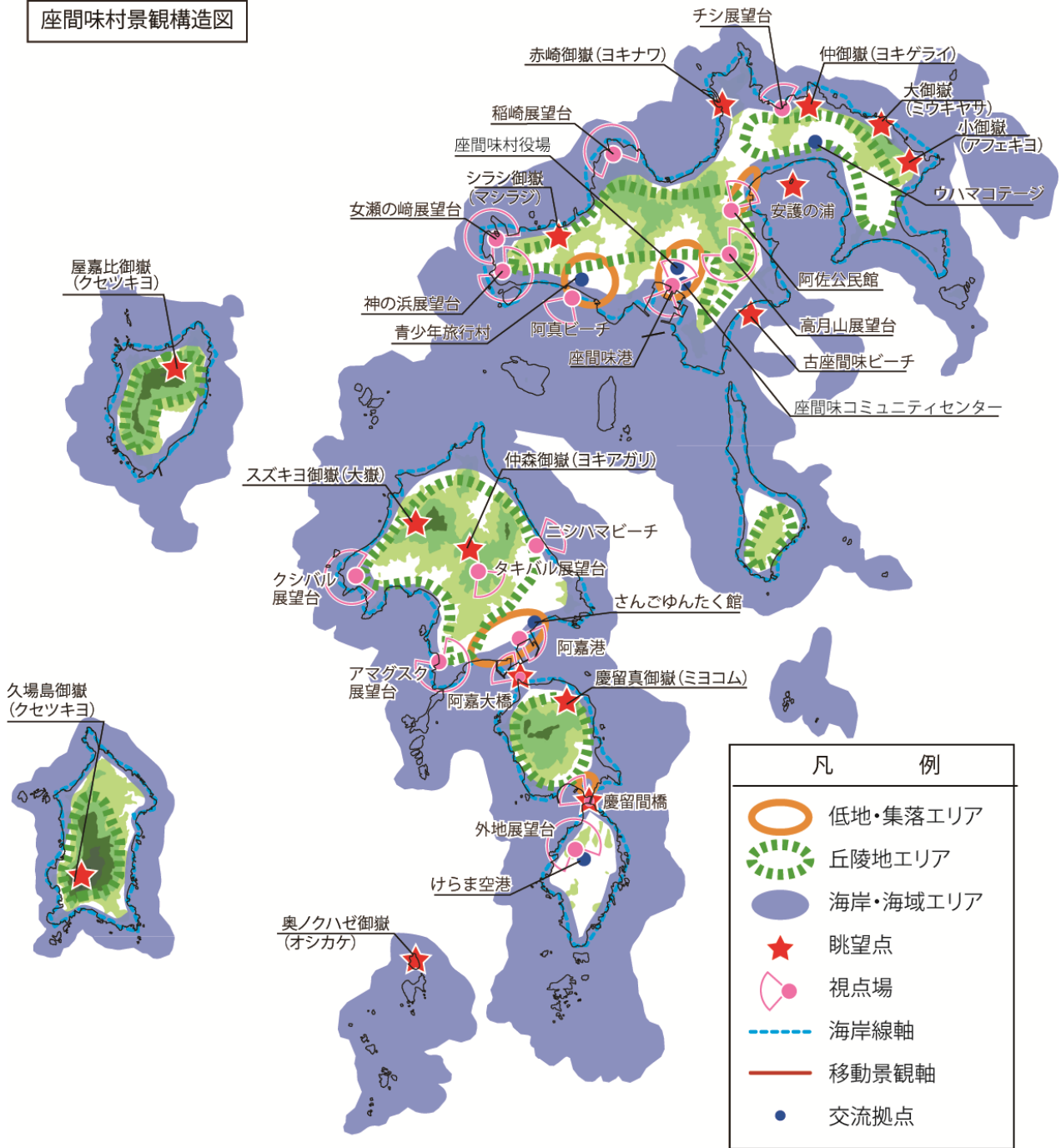
4) 拠点的な景観

①交流拠点（公共施設等）

役場、港ターミナル、座間味離島振興総合センター、体験滞在交流施設、阿嘉園地休憩所・ビジターセンター等は多くの方が訪問や交流等を行う施設であり、地域のランドマークとなる建築物等が多くみられます。

図一 景観構造図

座間味村景観構造図



3. 良好な景観形成に向けた課題

(1) 自然景観の課題

1) 海岸景観・海域景観の保全・修景

断崖や砂浜等の様々な表情をみせる海岸景観やその背景に広がる透明度の高い海域景観は、村内各所の展望台等からこれらを望むことができます。

村内外の多くの人々に愛される海岸景観・海域景観については、引き続き、展望台等からの眺望の保全を図る必要があります。また、砂浜やビーチ等において漂着ごみ等がみられることから、快適で美しい海岸景観の修景が望まれます。

2) 緑の景観の保全

集落の背後には標高 150m程度の丘陵地が形成されており、頂上付近には地域の信仰の場である拝所がみられる等、丘陵地の緑の風景は村民生活において身近な景観となっています。

集落域周辺での大規模開発や建築物等への規制等が設けられていないことから、無秩序な開発等の規制等により、緑の稜線や遥拝に関わる眺望の保全を図る必要があります。

3) 展望施設等の適切な維持管理

村内各所には展望台等が設置されており、これらは透明度の高い海や慶良間諸島の島々を背景とした多島海景観を望むことができる眺望点となっています。しかし、これらの展望台やトイレ等の休憩施設の中には、管理が不十分なため見苦しい状態となっている箇所もみられることから、施設等の適切な維持管理が求められています。

(2) 集落景観の課題

1) 良好な集落景観の保全・修景

本村には、伝統的な赤瓦葺き家屋、石積み、フクギの屋敷林等で構成される緑豊かな昔ながらの集落景観が残されています。一方で、コンクリート造や奇抜な色彩の建築物等の増加によって、集落景観は大きく変化しつつあることから、このような状況を踏まえた景観形成に取り組む必要があります。

近年は、集落の入口付近への大規模な建築物や、道路幅の狭い集落内で道路境界線いっばいに建設される建築物がみられることから、建築物等に関するルールづくりが求められています。

また、集落では水着で歩き回る観光客、ゴミやタバコのポイ捨て、倒壊しそうな家屋や草木が伸び放題の空き屋敷等、管理が不十分な状況もみられることから、良好な集落景観の維持に向け取り組む必要があります。

2) 多様な歴史文化資源の保全・活用

本村は多様な歴史文化資源を有していますが、その由来や存在意義等を伝承できる説明板や案内板等の整備が十分とはいえない状況です。このため、それぞれの歴史文化資源の持つ背景や意味を理解し、その特徴を踏まえた上での保全・活用が求められています。

3) 地域の祭祀・祭り等の保存・継承

村内各区では、様々な祭祀等が受け継がれていますが、参加者の減少傾向がみられる等、後継者の育成や地域コミュニティの強化等により地域の祭祀等の保存・継承が課題となっています。また、近年は観光客等を巻き込んだ海をテーマとした交流イベントが開催されており、今後も継続的な開催に向けて取り組む必要があります。

(3) 軸及び拠点の景観形成の課題

1) 道路景観軸の保全・修景

集落内道路、集落と集落を結ぶ道路においては、電柱が立ち並び電線が張り巡らされている状況や、集落内を中心に観光関連事業所等によるのぼり等の屋外広告物が目立つ等、雑然とした景観となっていることから、電線類の地中化や屋外広告物の規制等、整然とした沿道景観の形成に向けた整備が必要です。また、林道等での家電等の不法投棄や繁茂する雑草等もみられることから、適切な管理を行う必要があります。

2) 海岸線軸

本村においては、断崖や海浜をはじめ多様な表情を有する海岸線が景観軸として形成されており、引き続き、海岸線軸の眺望の保全を図る必要があります。また、砂浜やビーチ等において漂着ごみ等がみられることから、快適で美しい海岸景観の修景が望まれます。

3) 公共施設の景観形成の課題

役場、港ターミナル等の公共施設は、地域の景観を牽引する役割を担っていることから、施設の整備等を行う際には、周辺景観への配慮を行うとともに座間味村の自然景観に馴染むよう工夫を行う必要があります。

また、港には不法投棄された車両や船舶等がみられ雑然とした景観となっていることから、これらの撤去等による整然とした環境整備が必要です。

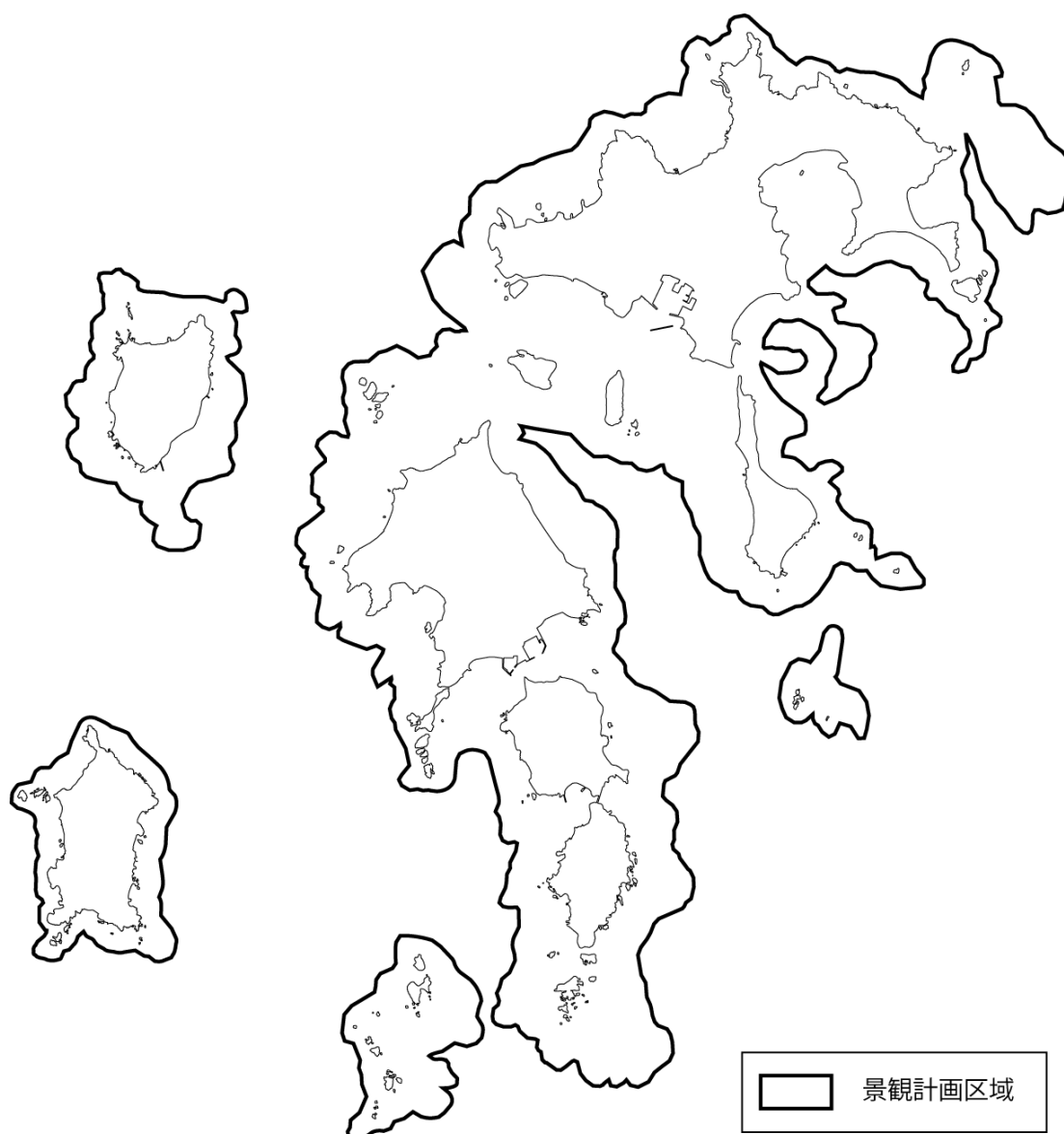
第2章 景観形成に関する方針

1. 景観計画区域の設定

景観計画は農山漁村や集落等を形成している地域及びこれらが一体となって景観を形成している地域及びこれらが一体となって景観を形成している土地（水面を含む）を区域に定めることができるとされています。（景観法第8条第1項）

本村においては、島々及びその周辺海域でみられる多様な景観資源の保全・創出を図るため、景観計画区域を本村全域とし、さらに本村の海域景観の重要な要素である海域公園区域を含む範囲とします。

図一 景観計画区域



2. 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

(1) 景観形成の将来像

県都那覇市の西側約40kmの洋上に浮かぶ座間味村は、座間味島、阿嘉島、慶留間島をはじめ大小20余りの島々からなる離島村です。透明度の高い海と高密度に発達した世界屈指のサンゴ礁、色彩豊かで多種多様な熱帯魚にいろどられた美しい海域景観で知られ、3つの有人島はいずれも亜熱帯林で覆われた丘陵地で形成されています。

こうした本村の景観は、『ケラマブルー』と称される美しい海域景観を背景に、小高い緑豊かな丘陵地、ダイナミックな地形をつくる海食地形や白い砂浜等、独特な地形が作り出した豊かな自然景観を基本としています。

このような自然景観を基本に各島で集落が形成されており、北側に丘陵地を配し、フクギの屋敷林や石積み、赤瓦葺き家屋等の伝統的な要素が残る一方で、コンクリート造の建築物等の近代的な要素がみられ、これらが融合した集落景観が形成されています。

また、地域で継承されている祭祀や新たな交流イベントによる祭りの賑わい、拝所等の神聖な祈りの空間などの景観資源もみられます。

このような多様な景観資源を有する本村の島々の景観を守り、育て、再生・創造し、次世代へより望ましい形で引き継いでいくために、景観形成に関する将来像については座間味村第四次総合計画に位置づけられている将来像を踏まえ、以下のように定めます。

**豊かな地域資源が永遠にまもられ、
人と自然環境が共生する景観むらづくり**

(2) 景観形成に関する全体方針

将来像の実現に向け、本村における良好な景観形成に関する基本方針を以下に定めます。

1) まもる

①自然景観、歴史文化景観をまもる

本村の誇りであり、村内外の多くの人々に愛されている『ケラマブルー』の海域景観、ダイナミックな海食地形や海浜、緑深い丘陵地等の美しい自然景観を保全します。また、各地に点在する文化財や地域の大切な空間として受け継がれてきた拝所等の保全及び適切な管理を行います。

さらに、それぞれの地域で受け継がれている伝統芸能や祭りの保存・継承に努めます。

②眺望点をまもる

透明度の高い海域景観やそこに浮かぶ多島海景観、緑深い丘陵地、遥拝の対象となる眺望点等、村民をはじめ多くの人々に愛されている美しい自然景観への眺望を保全します。

2) そだてる

①もてなしの景観をそだてる

本村の多彩で優れた景観資源を観光資源として活かすことで、地域活性化を図ります。また、地域一体となったイベントの開催や清掃活動、集落や沿道の緑化活動等をすすめることで、もてなしの景観を育てます。

②村民、事業者、行政等の連携による景観づくりをそだてる

景観づくりをすすめるためには、村民、事業者、行政等のそれぞれの主体が、自らの役割を認識し、相互に連携・協働しながら取り組む必要があります。そのため、良好な景観形成に関する各種情報の提供、普及に努め、村民等の意識醸成を図るとともに、主体的・継続的な活動を支援します。

行政内においては、景観法に基づく取り組みと併せて、自然公園法をはじめとした各種法制度や事業と連携した総合的・横断的な景観づくりをすすめます。

3) おさめる

①おさめる景観づくり

民間の大規模開発や公共施設の整備については、地域の自然景観や集落景観等を阻害しないよう配慮したおさめる景観づくりをすすめます。

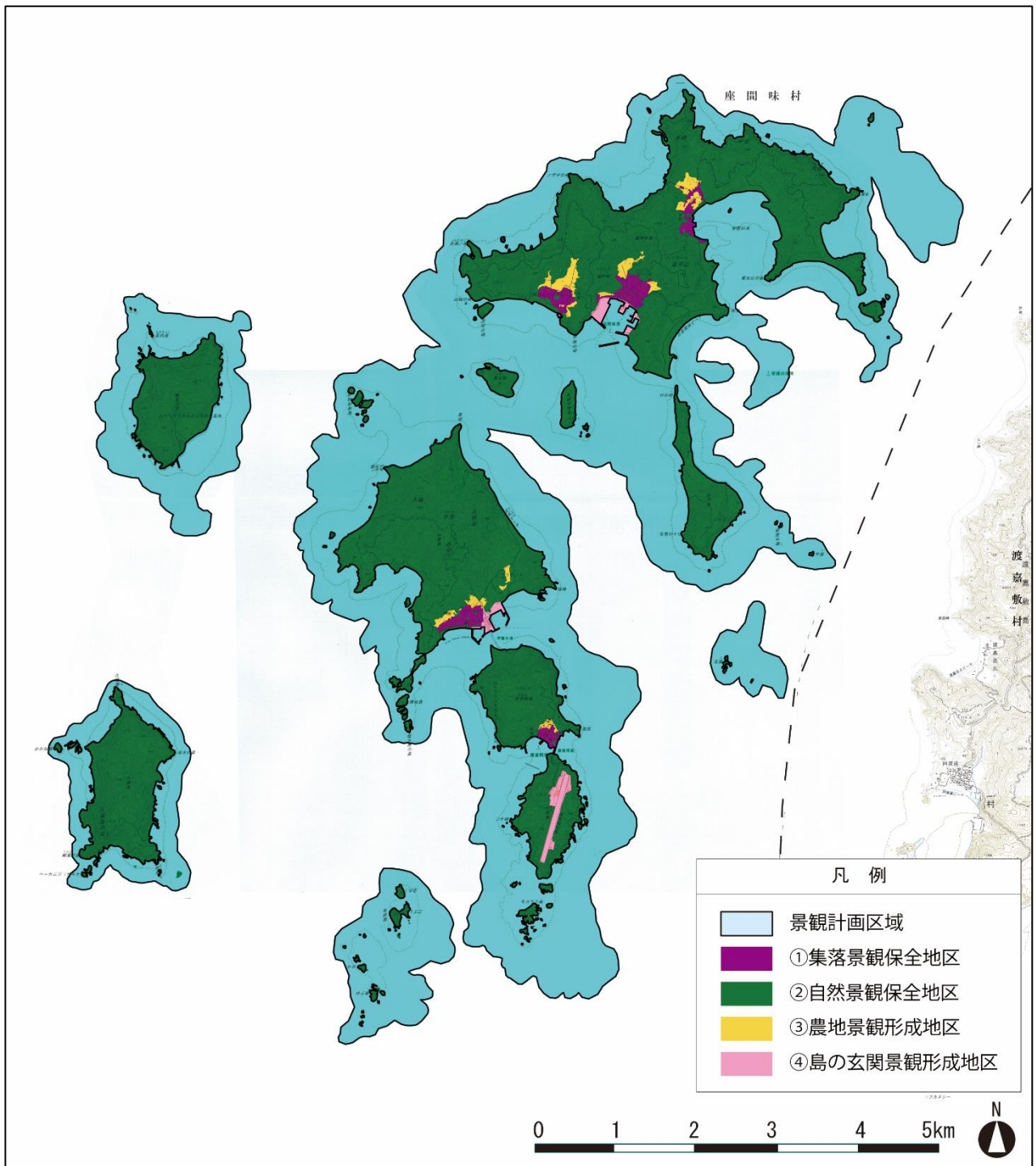
(3) 景観計画区域内の地区区分

将来像の実現に向け、土地利用の現状や法規制、景観特性等を踏まえて、景観計画区域を以下の5地区に区分し、それぞれの地区ごとに景観形成に関する基本方針を定めます。

1) 地区区分の考え方

地区区分	地区の範囲
①集落景観保全地区	○陸域で下記の②～④に該当しない区域 ○主に自然公園法において普通地域に指定されている区域 ○主に土地利用に関する法的規制がなされていない区域
②自然景観保全地区	○自然公園法において特別保護地区及び特別地域に指定されている区域 ○森林法に基づき保安林に指定されている区域 ○その他、主に自然的土地利用がなされている区域
③農地景観形成地区	○農業振興法に基づく農用地区域として指定されている区域のうち、「自然景観保全地区」を除いた区域
④島の玄関景観形成地区	○港湾、漁港及び空港の区域
⑤海域景観地区	○自然公園法において海域公園に指定されている区域 ○港湾法に基づく港湾区域及び漁港法における漁港区域のうち、海域に位置している範囲

図一 景観計画区域における地区区分図



2) 地区区分別の景観形成方針

①集落景観保全地区

- 地域に残る赤瓦葺き家屋、拝所、カー、石積み、集落全体の居住環境を向上させる屋敷林など地域の資源を保全・回復し、伝統的な暮らしの風景づくりに取り組みます。
- 新たに建築物等の建築・建設等を行う際には、高さ、色彩等、周辺環境に調和するものとします。
- 空き家、空き屋敷については、宿泊施設等の観光資源として活用を促すことで、伝統的な集落景観の保全・回復に取り組みます。
- 季節の移ろいを感じさせる樹木や緑の保全・育成を図り、暮らしに潤いと安らぎのある風景づくりに取り組みます。

②自然景観保全地区

- 慶良間諸島国立公園の特別保護地区及び特別地域においては、本来その地域が有している自然景観の保護を行うとともに、森林の適正管理に努め、良好な森林景観の維持に努めます。
- 緑の稜線、島々をとりまくケラマブルーの美しい海、地域の信仰の対象となる拝所等への眺望の保全を図ります。
- 自然海岸を保全しつつ、イノーや島々が見渡せるよう、眺望を阻害する構造物の改善を図ります。
- 建築物等の建築・建設等を行う際には、緑の稜線を阻害しないよう、配置や規模、素材等に十分配慮したものとします。
- 海岸付近に建築物等の建築・建設等を行う際には、海への眺望を阻害しないよう、配置や規模等に十分配慮したものとします。
- 人々に潤いと安らぎを与える緑の稜線を活かした風景の保全・回復を図ります。
- 赤土流出防止対策、海岸保全施設等の改善等に努めるなど、本村の観光リゾートの魅力である美しい海岸線を活かした風景の保全・回復を図ります。

③農地景観形成地区

- 農地については、それぞれの特性に応じた農地景観の保全・育成に努めます。
- 建築物等の建築・建設等を行う際には、農地景観との調和に配慮したものとします。

④島の玄関景観形成地区

- 港湾や漁港、空港については、島の玄関にふさわしい魅力的な景観形成に努めるとともに、自然景観や集落景観と調和した整備をすすめます。
- 新たに建築物等の建築・建設等を行う際には、高さ、色彩等、周辺環境に調和するものとします。

⑤海域景観地区

- 慶良間諸島国立公園の海域公園区域においては、本来その地域が有している自然景観の保護を図ります。
- 自然海岸を保全しつつ、イノーや島々が見渡せるよう、眺望を阻害する構造物の改善を図ります。
- 海岸付近に建築物等の建築・建設等を行う際には、自然景観との調和を図るとともに、海への眺望を阻害しないよう、配置や規模等に十分配慮したものとします。
- 赤土流出防止対策、海岸保全施設等の改善等に努めるなど、本村の観光リゾートの魅力である美しい海岸線を活かした風景の保全・回復を図ります。
- スキューバダイビングをはじめとした海洋レクリエーションなど、地域の経済活動と調和した自然海岸の保全・回復を図ります。

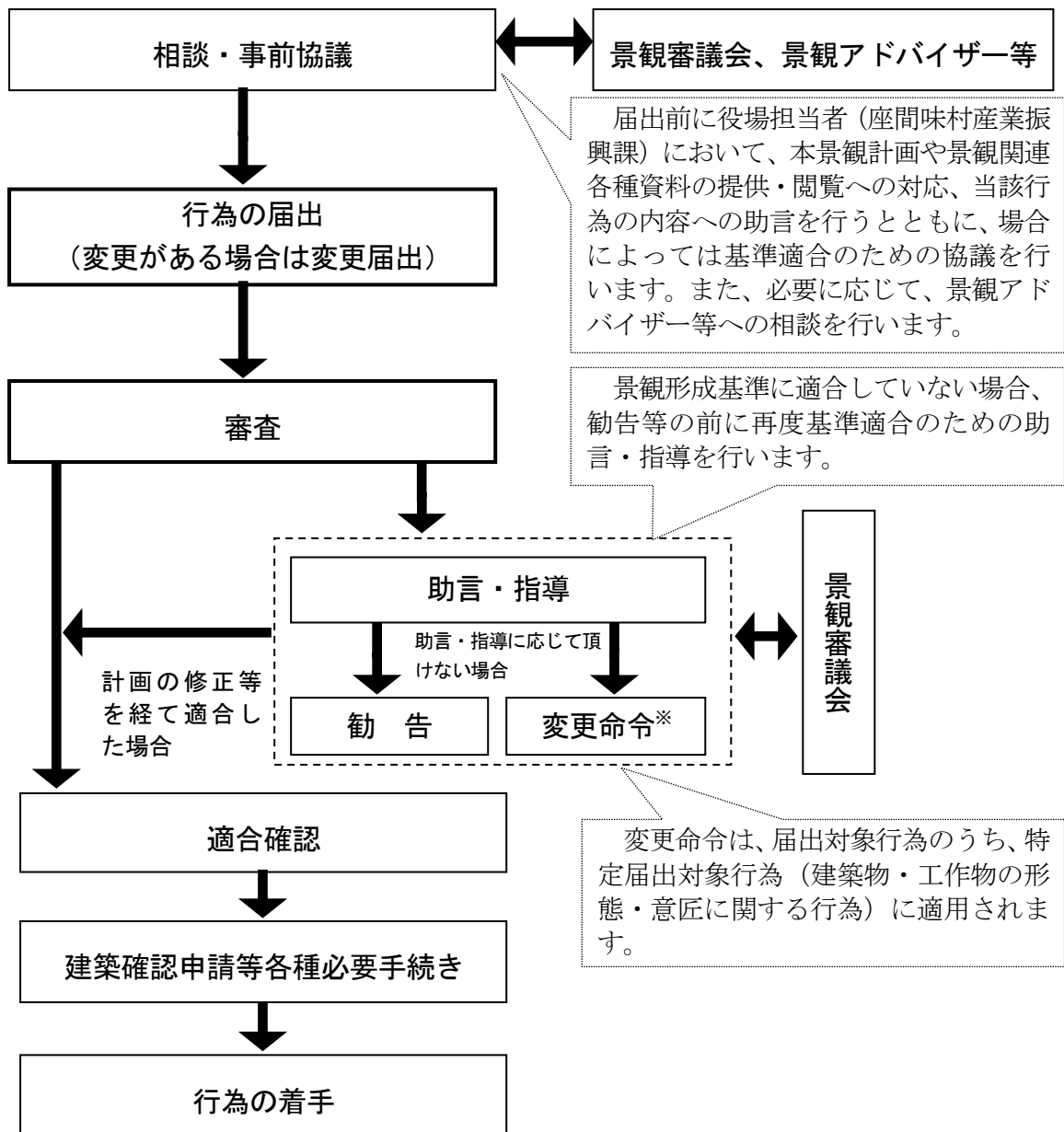
第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1. 景観計画に基づく届出等の手続き

景観計画及び景観条例が制定されると、一定の建築・開発行為等を行う場合、届出や審査等の手続きが必要となります。

なお、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、景観形成基準に適合しているか協議を行うものとします。

図一 景観法及び景観条例に基づく手続きの流れ



2. 届出の対象となる行為（届出対象行為）〈景観法第 16 条〉

本村においては、必須届出対象行為である建築物・工作物の建築・建設及び開発行為については、特段の事情がない限り、届出対象行為とします。

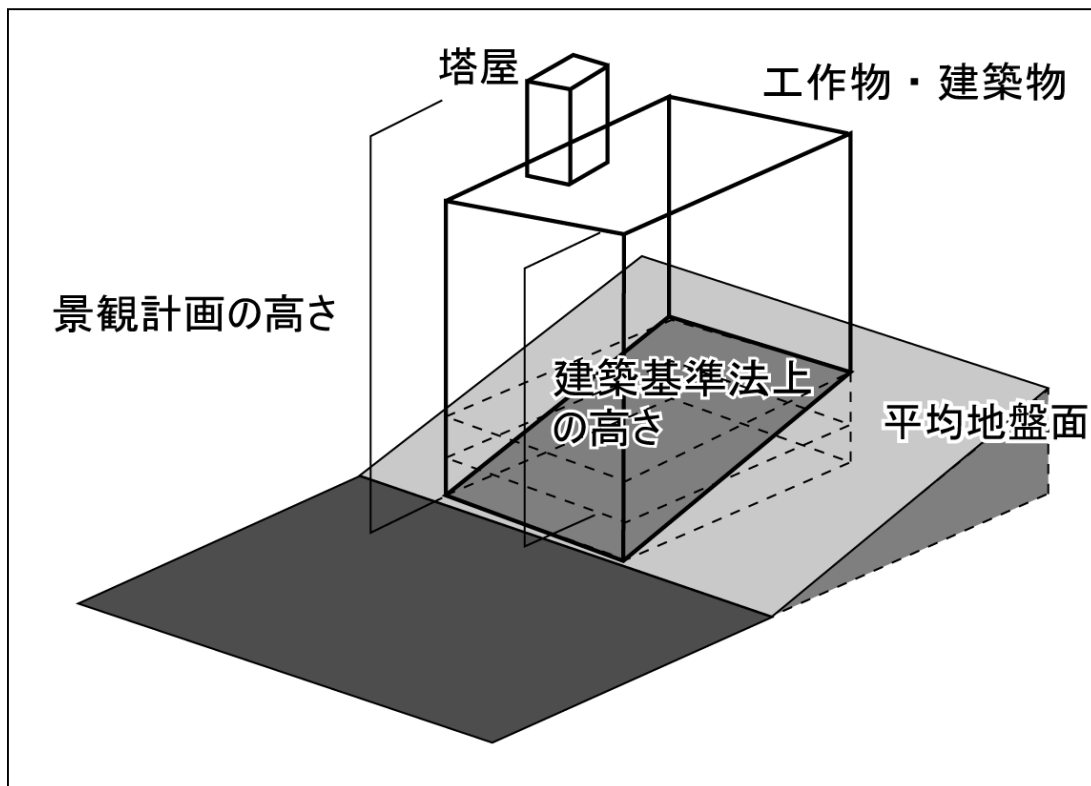
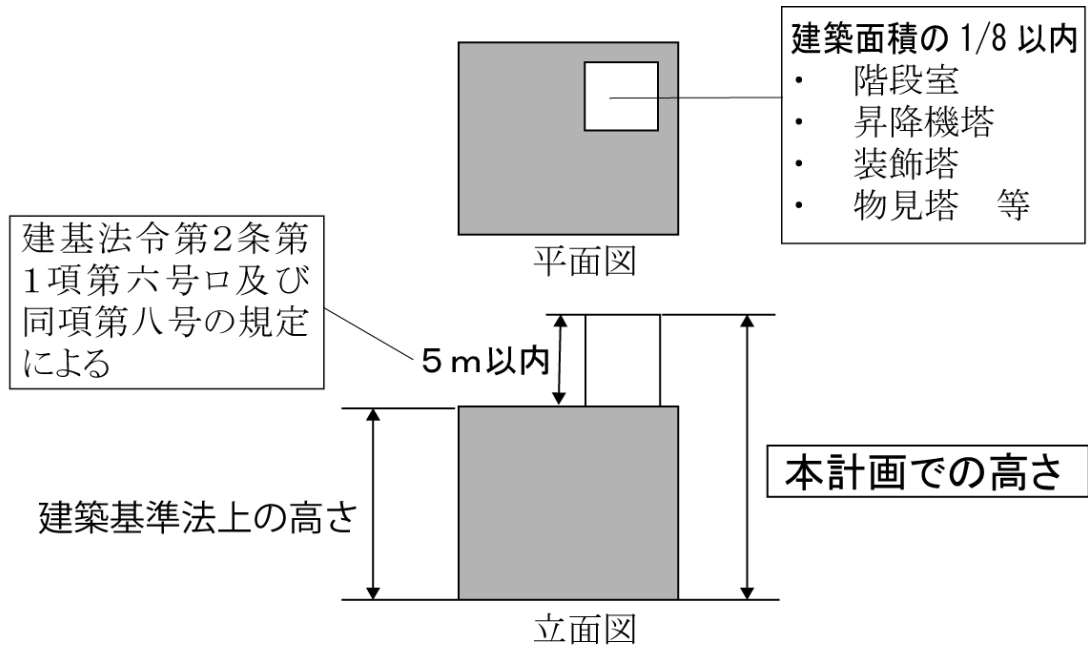
選択可能な届出対象行為については、「土地の形質の変更」、「木竹の伐採」、「屋外における物件の堆積」、「特定照明」を対象とします。

表一届出対象行為

対象となる行為	対象となる規模
1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更【特定届出対象行為 ^{※1} 】	○建築面積が 10 m ² を超える建築に関する行為 ○上記に該当する建築物のうち、外観の変更の範囲が 1/2 を超えるもの
2) 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更【特定届出対象行為 ^{※1} 】	○高さが 3.0mを超える擁壁、垣（生垣を除く）、柵、塀その他これらに類するもの ○高さが 13mを超える電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線（その支持物を含む）その他これらに類するもの ○コンテナハウス、トレーラーハウスその他これらに類するもので、高さが 1.5mを超えるもの ○上記以外の工作物で高さが 10mを超えるもの ○海面の区域で船舶の係留施設又は港湾若しくは漁港の外郭施設で全延長が 50mを超えるもの又は高さが 2.0mを超えるもの ○上記に係る工作物の外観の変更の範囲が 1/2 を超えるもの ○太陽光パネル面積の合計が 50 m ² を超えるもの
※1：特定届出対象行為⇒景観法第 17 条第 1 項の規定により景観行政団体の条例で定める行為。特定届出対象行為について、景観計画に定められた形態意匠の制限に適合しないものをしてしようとする者又はした者については、必要な限度において、設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができます。（変更命令）	
3) 開発行為	○土地の面積が 300 m ² を超えるもの若しくは高さ 3.0mを超えるのり面が生じるもの
4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他の土地の形質の変更	○土地の面積が 300 m ² を超えるもの若しくは高さ 3.0mを超えるのり面が生じるもの
5) 木竹の伐採	○土地の面積が 300 m ² を超えるもの。但し、枯損した木竹の伐採、木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採等を除く
6) 屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積	○堆積の高さが 3.0m以上若しくは土地の面積が 300 m ² 以上で、堆積の期間が 90 日以上のもの
7) 特定照明（ライトアップなど）	○夜間に公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物または物件の外観について行う照明の新設、増設、改設、移設、色彩などの照明方法の変更

<参考資料>

◆建築物の高さの考え方



3. 景観形成基準設定の考え方

建築物、屋敷囲いや屋外設備等、建築物と一体となって設置する工作物の外観は、地域の良好な景観形成を図る上で最も重要な要素となっており、地域の特性に応じた規制・誘導を図ることで、個性豊かな景観づくりにつながると考えます。このため、建築物に係る景観形成基準は地区区分ごとに設定します。

一方、単独で設置される工作物、開発行為、土地の形質の変更等に関する基準については、村内一律の基準とします。

地域の特性や基本方針等を踏まえつつ、弾力的に誘導するための定性的な基準を定めるとともに、一部の項目については数値基準を設定することで、より明確な判断が行えるようにします。

4. 景観形成基準

(1) 建築物（建築物と一体となって設置する工作物を含む）

1) 集落景観保全地区

景観形成基準	
高さ・配置	①建築物の高さは、座間味区及び阿嘉区においては3階以下かつ13m以下、阿真区、阿佐区及び慶留間区においては2階以下かつ10m以下とする。 ②建築物の高さは、集落の背後に控える山並みの稜線を乱さないものとする。 ③建築物の高さは、周辺の低層住宅に配慮し、同等の高さとする。 ④地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や眺望を阻害しないよう、高さ・配置等に配慮すること。 ⑤建築物等の高さ・配置は、周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう配慮すること。 ⑥海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観への眺望を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。 ⑦建築物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこと。 ⑧地形を活かした建築物等の配置を行うこと。 ⑨建築物等の建築を行う際には、建築物の壁面の位置を道路側の敷地境界線から1.0m以上後退させること。但し、狭小な敷地に住宅の建設を行う場合にはその限りではない。 ⑩太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないように配置などを工夫する。
形態・意匠・色彩	①建築物の形態・意匠は、周辺との調和に配慮すること。 ②建築物の屋根の形状は寄棟（4～6寸勾配）、素材は琉球赤瓦葺きとす

	<p>ることが望ましい。</p> <p>③地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。</p> <p>④周辺の主要な眺望点及び拜所からの眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。</p> <p>⑤丘陵地エリアの周辺においては、稜線や斜面地の傾斜になじませるよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。</p> <p>⑥建築物の外壁は周辺の集落景観に配慮し、落ち着いた色彩(マンセル値: 明度8以上、彩度2以下)を基調とすること。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。</p> <p>⑦店舗等で賑わいを創出するため、デザインのアクセントとして壁面や軒裏に上記以外の高明度・高彩度の色彩を使用する場合は、壁面と同系色とし、周辺景観との調和に配慮を行うとともに、使用面積は各立面の表面積の5%以下にとどめること。</p> <p>⑧建築物の屋根等に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。</p> <p>⑨周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材はできるかぎり避ける。</p> <p>⑩屋外設備は、配置の工夫や遮へい等、できる限り通りから目立たないようにする。</p>
敷地内の緑化、屋敷囲い(垣・柵)等	<p>①敷地内は出来る限り緑化に努めるものとする。</p> <p>②残されたフクギ等の屋敷林は出来るだけ保全するものとする。</p> <p>③垣又は柵を設ける場合は、生垣や石材等の自然素材を活用することが望ましい。ブロック塀等の人工物を屋敷囲いとする場合には、周辺に圧迫感を与えないよう、道路の地盤面からの高さを1.2m以下とするとともに、緑化や透過性の確保に努めること。</p>
その他	<p>①屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いないこと。</p> <p>②敷地内においては、常に整理整頓に努めること。</p>

※但し、村長及び景観審議会等の第三者機関が、当該建築物の必要性を認め、かつ、島の良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める場合についてはこの限りではない。

2) 自然景観保全地区

景観形成基準	
高さ・配置	<p>①建築物の高さは平屋かつ8m以下とし、緑の稜線を乱さないよう高さ・配置に配慮すること。</p> <p>②地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や阻害しないよう、高さ・配置等に配慮すること。</p> <p>③建築物等の高さ・配置は、周辺の主要な眺望点及び拜所からの眺望を阻害しないよう配慮すること。</p>

	<p>④海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観への眺望を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。</p> <p>⑤建築物等が大規模となる場合は、自然景観との調和を図るため、分節化、分散配置等の工夫を行うこと。</p> <p>⑥地形を活かした建築物等の配置を行うこと。</p> <p>⑦太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないように配置などを工夫する。</p>
形態・意匠・色彩	<p>①建築物の形態・意匠は、背景となる山並みや海岸線等、周辺との調和に配慮すること。</p> <p>②地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や景観を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。</p> <p>③周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。</p> <p>④丘陵地エリアの周辺においては、稜線や斜面地の傾斜になじませるよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。</p> <p>⑤建築物の外壁は周辺の自然景観に配慮し、自然素材に多い、YR（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、中明度かつ中～低彩度の色彩を基調とすること。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。</p> <p>⑥建築物の屋根等は、自然素材に多い、YR（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、中明度かつ中～低彩度の色彩とし、周辺の景観との調和に配慮すること。</p> <p>⑦周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材はできるかぎり避ける。</p> <p>⑧屋外設備は、配置の工夫や遮へい等、できる限り通りから目立たないようにする。</p>
緑地の保全、敷地内の緑化、屋敷囲い(垣・柵)等	<p>①敷地内は出来る限り緑化に努めるとともに、緑化の際には周辺の自然植生に配慮しながら在来種の活用を行うこと。</p> <p>②敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは周辺に圧迫感を与えないよう、道路の地盤面から1.2m以下とする。</p>
その他	<p>①屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いないこと。</p> <p>②敷地内においては、常に整理整頓に努めること。</p>

※森林法で「保安林」として位置づけられている区域については、原則として建築物の設置はできません。

※但し、村長及び景観審議会等の第三者機関が、当該建築物の必要性を認め、かつ、島の良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める場合についてはこの限りではない。

3) 農地景観形成地区

景観形成基準	
高さ・配置	<p>①建築物の高さは、原則として平屋かつ8m以下とする。但し、その設置目的等からやむを得ないと認められるものについては、この限りではない。</p> <p>②地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や景観を阻害しないよう、高さ・配置等に配慮すること。</p> <p>③建築物等の高さ・配置は、周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう配慮すること。</p> <p>④海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観への眺望を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。</p> <p>⑤建築物等が大規模となる場合は、周辺の農地景観との調和を図るため、分節化、分散配置等の工夫を行うこと。</p> <p>⑥太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。</p>
形態・意匠・色彩	<p>①建築物の形態・意匠は、周辺との調和に配慮すること。</p> <p>②地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や景観を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。</p> <p>③周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。</p> <p>④丘陵地エリアの周辺においては、稜線や斜面地の傾斜になじませるよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。</p> <p>⑤建築物の外壁は周辺の自然景観に配慮し、自然素材に多い、YR（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相とし、極端な低明度、高彩度を避けた色彩を基調とすること。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものについてはこの限りではない。</p> <p>⑥建築物の屋根等に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。</p> <p>⑦周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材はできるかぎり避ける。</p> <p>⑧屋外設備は、配置の工夫や遮へい等、できる限り通りから目立たないようにする。</p>
その他	<p>①屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いないこと。</p> <p>②敷地内においては、常に整理整頓に努めること。</p>

※但し、村長及び景観審議会等の第三者機関が、当該建築物の必要性を認め、かつ、島の良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める場合についてはこの限りではない。

4) 島の玄関景観形成地区

景観形成基準	
高さ・配置	<p>①建築物の高さは、原則として平屋かつ8m以下とし、周辺の景観と調和するよう配慮し、当該建築物の設置目的等を達成するために必要な最低限度の高さとする。また、空港施設については航空法に準ずるものとする。</p> <p>②建築物等の高さ・配置は、周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう配慮すること。</p> <p>③建築物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこと。</p> <p>④太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないように配置などを工夫する。</p>
形態・意匠色彩	<p>①建築物の屋根の形状は寄棟（4～6寸勾配）とし、素材は琉球赤瓦葺きとする。</p> <p>②周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。</p> <p>③建築物の外壁等に用いる色彩は、周辺の集落景観に配慮し、できるだけ落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）を基調とする。但し、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩や、その設置目的等からやむを得ないと認められるものについては、この限りではない。</p> <p>⑥周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材はできるかぎり避ける。</p> <p>⑦屋外設備は、配置の工夫や遮へい等、できる限り通りから目立たないようにする。</p>
垣・柵	<p>①敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは施設の維持管理に支障のない範囲で、できる限り低く抑えること。</p>
その他	<p>①屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いないこと。但し、その設置目的等からやむを得ないと認められるものについては、この限りではない。</p> <p>②敷地内においては、常に整理整頓に努めること。</p>

※但し、村長及び景観審議会等の第三者機関が、当該建築物の必要性を認め、かつ、島の良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める場合についてはこの限りではない。

5) 海域景観地区 ※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等はできません。)

(2) 工作物

景観形成基準	
高さ・配置	<p>①工作物の高さは13m以下とする。しかし、当該工作物の機能、目的において基準を超えた高さが必要な場合は、当該工作物の設置目的等を達成するために必要な最低限度の高さとする。</p> <p>②工作物の高さは地域の景観に配慮し、工作物を設置する周辺の建築物と同程度の高さに抑えること。</p>

	<p>③工作物の高さ・配置は、周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう配慮すること。</p> <p>④丘陵地エリアの周辺においては、稜線を乱さないよう、高さ・配置に配慮すること。</p> <p>⑤海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。</p> <p>⑥工作物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこと。</p> <p>⑦太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。</p>
形態・意匠・色彩	<p>①地域を代表する文化資源や、昔ながらのむら並みが残る集落、地域の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や景観を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。</p> <p>②周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。</p> <p>③丘陵地エリアの周辺においては、稜線を乱さないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。</p> <p>④海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。</p> <p>⑤垣・柵を設ける場合は、生垣や石材等の自然素材を活用することが望ましい。また、ブロック塀等の人工物を設ける場合は、緑化する等、周辺景観との調和に配慮すること。</p> <p>⑥携帯電話基地局等の鉄塔類については、できる限り共同化に努めるとともに、背景になじむよう形態・意匠に配慮すること。</p> <p>⑦周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材の使用はできる限り避けること。</p> <p>⑧工作物に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。</p>
緑化等	<p>①大規模な工作物においては、敷地内緑化、壁面緑化等により圧迫感を軽減に努めること。</p> <p>②敷地内に、地域にとって重要な動植物の生息環境がある場合や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態に残すこと。</p> <p>③屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いないこと。</p>

※但し、村長及び景観審議会等の第三者機関が、当該工作物の必要性を認め、かつ、島の良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める場合についてはこの限りではない。

(3) 開発行為

景観形成基準	
地形、擁壁・のり面	<ul style="list-style-type: none"> ①できる限り行為前の地形を活かしたものとすること。 ②擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう、分節化等の工夫を行うこと。 ③のり面については緑化を図り、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努めること。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ①開発行為を行う区域内に、地域にとって重要な動植物の生息環境や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態で残すこと。 ②当該行為を行う地区において定められた建築物・工作物の景観形成基準に準じて緑化すること。

※但し、村長及び景観審議会等の第三者機関が、当該開発行為の必要性を認め、かつ、島の良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める場合についてはこの限りではない。

(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

景観形成基準	
採取・採掘方法等、変更後の措置	<ul style="list-style-type: none"> ①採取や採掘の範囲・面積は、必要最小限にとどめること。 ②採取又は採掘後の跡地は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。
地形、擁壁・のり面	<ul style="list-style-type: none"> ①できる限り行為前の地形を活かしたものとすること。 ②擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう、分節化等の工夫を行うこと。 ③のり面については緑化を図り、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努めること。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ①開発行為を行う区域内に、地域にとって重要な動植物の生息環境や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態で残すこと。 ②植栽を行う際には在来種の活用等、周辺の自然植生に配慮すること。 ③墓園の建設等による土地の形質の変更後は、外周部を緑化、修景すること。

※但し、村長及び景観審議会等の第三者機関が、当該土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更の必要性を認め、かつ、島の良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める場合についてはこの限りではない。

(5) 木竹の伐採

景観形成基準	
伐採方法等、伐採後の措置	<ul style="list-style-type: none"> ①伐採の範囲・面積は、必要最小限にとどめること。 ②伐採後は植林に努めるとともに、伐採跡地ができる限り目立たないよう、植栽等で遮へいすること。 ③植林を行う際には在来種の活用等、周辺の自然植生に配慮すること。

※但し、村長及び景観審議会等の第三者機関が、当該木竹の伐採の必要性を認め、かつ、島の良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める場合についてはこの限りではない。

(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

景観形成基準	
高さ・位置・遮へい	①積み上げにあたっては、できる限り周辺の建築物の高さより低く抑えること(3.0m以下)。
堆積の方法	①堆積の高さはできる限り低くするとともに、常に整理整頓を心掛けること。

※但し、村長及び景観審議会等の第三者機関が、当該屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積の必要性を認め、かつ、島の良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める場合についてはこの限りではない。

(7) 特定照明

景観形成基準	
照明の方法	①最小限の照明にとどめ、光源が空、道路、海など目的物以外に拡散しないよう配慮すること。 ②過度な明滅(めいめつ)を避けること。

※但し、村長及び景観審議会等の第三者機関が、当該特定証明の必要性を認め、かつ、島の良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める場合についてはこの限りではない。

第4章 景観づくりのためのその他の方針

1. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

「景観重要建造物」や「景観重要樹木」は、地域の良好な景観形成を図る上で、重要な要素となる建造物や樹木を指定し、その保全と適切な維持管理を図るものです。

本村においては、道路等の公共空間から誰もが容易に見ることができ、以下の方針のいずれかに該当する建造物や樹木について、今後、候補物件の調査・リストアップを行い、所有者や管理者との協議を行った上で「景観重要建造物」又は「景観重要樹木」として指定します。

なお、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物に指定、又は仮指定されたものについては対象外とします。

以下に景観重要建造物又は景観重要樹木の指定までのイメージを示します。

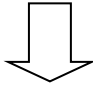
■ 指定までのイメージ

1. 候補物件の調査・リストアップ等



2. 有識者・村民の意見を聴く

【指定の方針】

- 地域のシンボリックな存在であり、地域の良好な景観形成に重要な建造物・樹木
 - 地域で伝承されており、歴史上・信仰上意味がある建造物・樹木
 - 地域の暮らしと密接に関わり、親しまれている建造物・樹木で、地域の良好な景観形成に重要な建造物・樹木
- 

3. 所有者の意見を聴く



4. 指定

2. 景観重要公共施設の指定の方針

公共施設は、森林や農地、集落や広告物等とともに、地域の景観を形成する主要な要素の一つであり、地域の良好な景観形成をすすめていく上で先導的な役割を担っています。

このため、景観法では景観計画区域内で、地域の景観のシンボルとして親しまれている道路やランドマークとなっている公共施設等、本村の良好な景観形成を図る上で特に重要な公共施設については「景観重要公共施設」に指定し、整備の基準を定めることができるとされています。

本村においては、以下の事項に該当する公共施設について、今後、施設管理者との協議を行い、景観重要公共施設の指定に取り組みます。

- 大規模かつ重要な公共施設で、施設そのものが景観に大きな影響を与えるもの
- 本村の景観の骨格となる軸や拠点の周辺に位置する施設
- 景観資源の周辺にあり、景観形成を一体的に推進する必要がある施設
- 村民や事業者等が積極的に景観形成に取り組んでいる地域に位置する施設
- 当該公共施設を整備することにより、周辺と一体的な景観形成の取り組みが期待できる施設

表一 景観重要公共施設の指定候補

種 類	名 称
道 路	県道 187 号座間味港線
河 川	内川（二級河川）
海岸保全区域	（港湾局所管）座間味港、慶留間港、安護の浦港
港 湾	座間味港、慶留間港、安護の浦港
漁 港	阿嘉漁港
公園事業に係る施設	（園地）座間味島：チシ、稲崎（シナザチ）、神の浜、古座間味 阿嘉島：北浜、クボー岳、越原、阿嘉 慶留間島：慶留間 （博物展示施設）座間味 （野営場）阿真 （歩道）阿嘉西海岸線、慶留間御岳線

<参考資料>対象となる公共施設（景観法第8条第2項第5号）

- ① 道路法による道路
- ② 河川法による河川
- ③ 都市公園法による都市公園
- ④ 海岸法に規定する海岸保全区域等に係る海岸
- ⑤ 港湾法による港湾
- ⑥ 漁業漁場整備法による漁港
- ⑦ 自然公園法による公園事業に係る施設

- ⑧ その他政令で定める公共施設（土地改良施設、下水道、森林法による保安林施設事業に係る施設、市民緑地、特定都市河川浸水被害対策法による雨水貯留浸透施設、砂防設備、地すべり防止施設及びびた山崩壊防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等）

3. 屋外広告物の表示等に関する事項

屋外広告物は、景観を構成する重要な要素の一つであり、情報の提供、地域の活気の創出といった効果がある一方、無秩序な設置により良好な景観を阻害する要素も持ち合わせています。

沖縄県では屋外広告物法に基づき「沖縄県屋外広告物条例」を制定し、屋外広告物の適切な誘導等に関するルールを定めています。このため、屋外広告物の表示等においては「沖縄県屋外広告物条例」による地域の良好な景観形成の誘導を図ります。

今後、本村の良好な景観形成を推進する上で必要がある場合は、本計画における屋外広告物に関する本村独自のルールづくりに向けて検討を行います。

4. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

「景観農業振興地域整備計画」は、農業振興地域内で地域特性を踏まえた良好な農業景観づくりを推進するものです。

本村の地域特性を活かした農地景観を保全、育成するために景観農業振興地域整備計画の策定の必要が生じた場合は、本計画の方針等を踏まえて策定することとします。

5. 自然公園法の許可の基準に関する事項

本村は、隣接する渡嘉敷村や海域も含めたエリアが慶良間諸島国立公園（特別地域、普通地域、海域公園地区）に指定されています。特別地域においては、自然公園法に基づき、建築物・工作物、木竹の伐採、土砂の採取、広告物等について、高さや色彩等に関する制限が設けられています。

本計画では建築物や工作物の形態や色彩、屋外における土石その他指定する物の集積、又は貯蔵について追加の基準設定（上乘せ基準）を行うこととします。

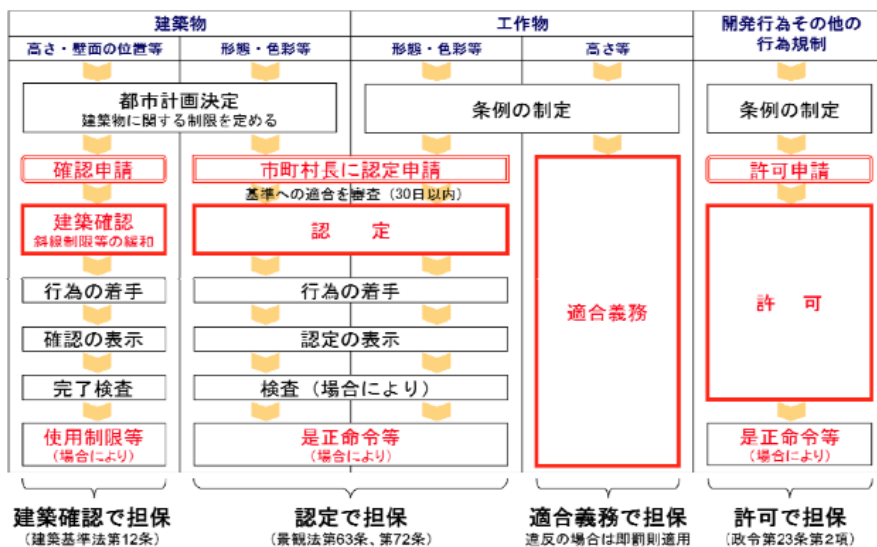
第5章 準景観地区

1. 準景観地区の概要

準景観地区は都市計画区域及び準都市計画区域外であって、複数以上の建築物により既にある良好な景観の維持・増進を目的とした制度で、景観計画区域であれば指定をすることができます。

準景観地区内で可能な制限については、建築物の形態意匠の制限は必ず定める必要があります。その他、建築物に関する事項（高さの限度、壁面位置、最低敷地面積）や、工作物（形態意匠、高さの限度、壁面後退区域における設置制限）及び開発行為その他に関する事項も定めることができます。

準景観地区の規制担保手法については、建築物及び工作物の形態意匠の制限は認定で担保されます。その他、建築物に関する事項は建築確認で、工作物に関する事項は適合義務で、開発行為その他に関する事項は許可で担保されます。



出典：「景観法アドバイザーブック」(国土交通省)

参考：景観法 第二節 準景観地区

(計画の認定)

第六十三条 景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条の規定に適合するものであることについて、申請書を提出して市町村長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた建築物の計画を変更して建築等をしようとする場合も、同様とする。

4 第二項の認定証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築等の工事（根切り工事その他の政令で定める工事を除く。第百二条第三号において同じ。）は、することができない。

(準景観地区の指定)

第七十四条 市町村は、都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るため、準景観地区を指定することができる。

2 市町村は、準景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該準景観地区の区域の案を、当該準景観地区を指定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項の規定による公告があったときは、住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された準景観地区の区域の案について、市町村に意見書を提出することができる。

4 市町村は、第一項の規定により準景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、町村にあっては、都道府県知事の同意を得なければならない。

5 準景観地区の指定は、国土交通省令で定めるところにより、公告することにより行う。

6 前各項の規定は、準景観地区の変更について準用する。

(準景観地区内における行為の規制)

第七十五条 市町村は、準景観地区内における建築物又は工作物について、景観地区内におけるこれらに対する規制に準じて政令で定める基準に従い、条例で、良好な景観を保全するため必要な規制（建築物については、建築基準法第六十八条の九第二項の規定に基づく条例により行われるものを除く。）をすることができる。

2 市町村は、準景観地区内において、開発行為その他政令で定める行為について、政令で定める基準に従い、条例で、良好な景観を保全するため必要な規制をすることができる。

3 都市計画法第五十一条の規定は、前項の規定に基づく条例の規定による処分に対する不服について準用する。

2. 準景観地区指定の理由

(1) 準景観地区指定の必要性

隣接する渡嘉敷村も含めた慶良間諸島は、透明度の高い海域景観、多様なサンゴが高密度に生息するサンゴ礁、ザトウクジラの繁殖海域、多島海景観、白い砂浜、海食崖とそこに発達した風衝地特有の植生など、海と陸が連続した多様な景観を有していることから、平成26年3月5日（サンゴの日）に我が国31番目の国立公園として指定されました。

しかしながら、本村は都市計画区域外のため、土地利用や建物に関する基準厳守上の強い規制がありません。その一方で、村内全域にわたって点的な景観資源や海と陸が連続した多様な景観が村内の島々に分布しています。

座間味村らしい良好な景観をより積極的に誘導し、良好な景観を守り・育てるため、「準景観地区」を導入することで景観条例の実効性を高めることが必要です。



高月山展望台からの眺望（環境省 慶良間諸島国立公園 ホームページより）

「国立公園」は、わが国の風景を代表する傑出した自然の風景地。国（環境大臣）が指定し、保全管理を行う。

「国定公園」は、国立公園に準ずる優れた自然の風景地。国が指定し、都道府県知事が保全管理を行う。

参考：景観法 自然公園法の特例の基準（景観法第8条2項第4号ホ、景観法第60条）

国立・国定公園特別地域での建築物及び工作物の許可に、景観計画で定める景観形成基準を適用し、自然公園法上の許可の基準として上乗せする基準である。

（景観計画）

第八条 2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

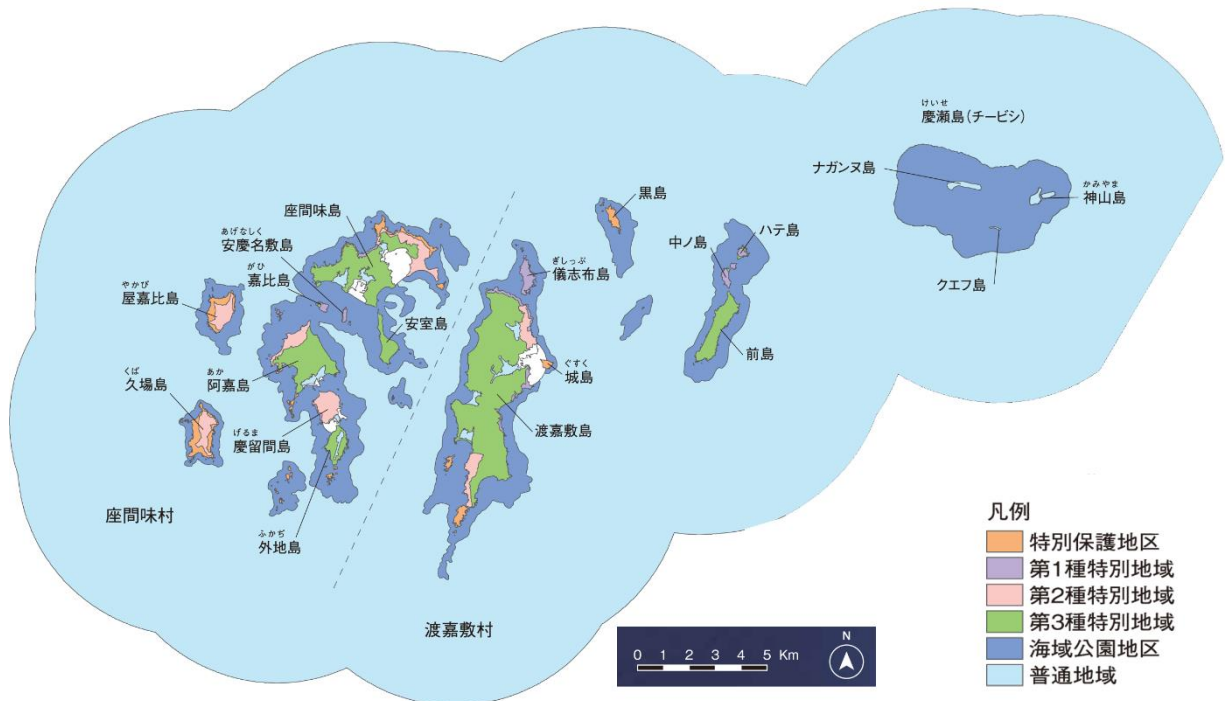
四 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの

ホ 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可（政令で定める行為に係るものに限る。）の基準であつて、良好な景観の形成に必要なもの（当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。）

第六節 自然公園法の特例

第六十条 第八条第二項第四号ホに掲げる事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内における自然公園法第二十条第四項、第二十一条第四項及び第二十二条第四項の規定の適用については、これらの規定中「環境省令で定める基準」とあるのは、「環境省令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ホの許可の基準」とする。

図一慶良間諸島国立公園区域 公園計画図



(2) 準景観地区指定の範囲について

座間味村は座間味島、阿嘉島、慶留間島の3つの有人島を含め大小20余りの島々からなる離島村です。

国立公園として指定された慶良間諸島は、島々及びその海岸から沖合7kmの範囲を公園区域となっており、サンゴ礁が高密度に見られる水深30m以浅の海域を「海域公園地区」となっています。また、陸域については、特別地域（特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域）、普通地域、海域公園地区に区分され、特別地域及び海域公園地区は「許可制」、普通地域は「届出制」となっています。

また、座間味、阿佐、阿真、阿嘉、慶留間の集落域の周辺に「農用地区域」が分布し、座間味・慶留間・安護の浦が「臨港地区」、阿嘉漁港が「漁港区域」等に指定されています。

しかしながら近年、集落域での新たな開発の動きがみられる等、地域らしさとの不協調が懸念されています。また、本村の陸域の約9割が自然公園法による特別保護地区又は特別地域となっており、ある一定程度の規制（全国的な基準）となっているものの、本村の陸域の約76%が自然公園法による第2種特別地域及び第3種特別地域となっており、比較的規制が緩いため、建築行為等による海から陸までの連続した多様な自然景観への障害が懸念されます。

自然公園法に基づく「特別地域」及び「海域公園地区」はすでに「許可制」を敷いており、「特別保護地区」及び「第1種特別地域」については新たな建造物の立地は基本的に認めていませんが、公共移設や既存建築物の新築及び増改築が可能なことから、より具体の景観面からの基準が可能となるよう「準景観地区」に含めることとします。

同じく許可制となっている「第2種特別地域」及び「第3種特別地域」については、一般建築物の高さが13m以下、建築面積2,000㎡以下等の一定の条件を満たすと新築及び増改築が可能なことから、より具体の景観面からの基準が可能となるよう「準景観地区」に含めることとします。

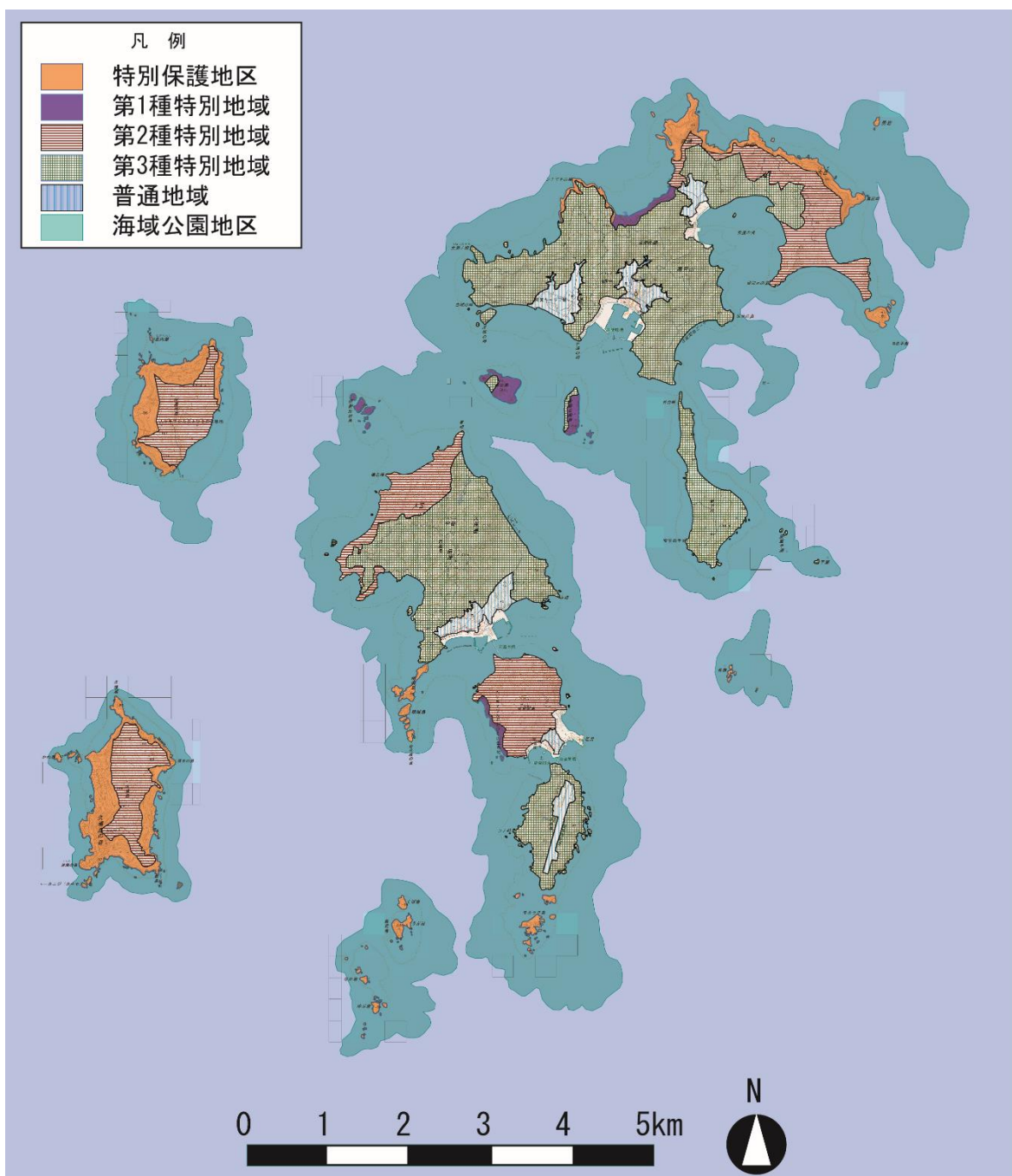
届出制の普通地域及び公園区域外は、特別地域の緩衝地域（バッファゾーン）といえます。普通地域については、建築物の高さ13m未満または延べ面積1,000㎡未満、鉄塔等の高さ30m未満の新築等は届出を要しないため、規制・誘導することができないため、公園区域外も含めて、より具体の景観面からの基準が可能となるよう「準景観地区」に含めることとします。

本景観計画（素案）では自然公園法上の許可の基準として上乘せ基準を規定していますが、景観計画は「届出」・「勧告」による誘導にとどまっています。座間味村らしい良好な景観をより積極的に誘導し、良好な景観を守り・育てるため、「準景観地区」（認定制度）を導入することで景観条例の実効性を高めることが必要です。

本村は都市計画区域外のため、無秩序な開発が懸念されます。その一方で、村内全域にわたって点的な景観資源や海と陸が連続した多様な景観が村内の島々に分布しています。また、村内全体が守るべき景観または今後育てるべき景観を有するという本村の景観計画の全体方針の観点からも、多面的な規制・誘導及び支援が可能となるよう、リーフを除く陸域のすべての区域を準景観地区の範囲とします。

参考：国立・国定公園内の規制に関する地域区分と規制内容

地域区分		地域説明	規制内容
特別地域	特別保護地区	原生的自然が残る地域など、特に厳重に自然景観を維持する必要がある地域	許可制 (開発不可)
	第1種	特別保護地区に準じて、現在の自然景観を極力維持する必要がある地域	
	第2種	良好な自然状態を保持している地域で、農林漁業との調和を図りながら自然景観の保護に努めることが必要な地域	許可制
	第3種	特別地域の中では、自然景観を維持する必要性が比較的低い地域で、通常の農林漁業については、原則認められる地域	
海域公園地区		熱帯魚、さんご、海藻等の動植物によって特徴づけられる優れた海中の景観に加え、干潟、岩礁等の地形や、海鳥等の野生動物によって特徴づけられる優れた海上の景観を維持するための地区。	許可制
普通地域		特別地域と一体的に風景の保護を図ることが必要な地域	事前届出制



参考：国立・国定公園特別地域内での各種行為に係る許可基準の概要

	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	海中公園地区
一般建築物の新築等		<p>× 不可 (学術研究など公益上必要(公益性)、かつ、その場所でなければ目的が達成できない(必然性)場合を除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●植生の復元が困難な地域等で行われるものでない ●主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない ●山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさない ●屋根・壁面の色彩や形態が風致景観と著しく不調和でない ●土地勾配:30%以下 ●公園事業道路等の路肩から20m、それ以外の道路から5m以上離れている ●敷地境界線から5m以上離れている ●高さ13m以下 ●建築面積:2000㎡以下 等 		<p>× 不可 (公益性、必然性が認められる場合を除く)</p>
分譲地等内の建築物の新築等		<p>× 不可 (公益性、必然性が認められる場合を除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●植生の復元が困難な地域等で行われるものでない ●主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない ●山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさない ●屋根・壁面の色彩や形態が風致景観と著しく不調和でない ●保存緑地において行われるものでない ●分譲地内の建築物については、2階建て以下かつ高さが10m以下 ●集合別荘等については高さ13m以下 ●敷地面積が1000㎡以上 ●敷地面積を戸数で除した面積が250㎡以上 ●総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合がそれぞれ20%・40%以下(2特)並びに20%・60%以下(3特) ●土地勾配が30%以下 ●自然草地等でないこと ●公園事業道路等から20m以上、それ以外の道路から5m以上離れていること ●敷地境界線から5m以上離れていること ●建築物の建築面積が2000㎡以下 		<p>× 不可 (公益性、必然性が認められる場合を除く)</p>
車道の新築等	<p>× 不可 (地表に影響を及ぼさない、農林漁業等、地域住民の日常生活の用に供するもの等を除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●残土を特別地域、特別保護地区等において処理しない ●農林漁業等、地域住民の日常生活に必要、公益上必要等のいずれかに該当 ●土砂の流出・崩壊の防止措置 ●大規模な切土・盛土を伴わない ●擁壁その他工作物の色彩・形態が周辺の風致景観と著しく不調和でない 			
その他の工作物の新築		<p>× 不可 (公益性、必然性が認められる場合を除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●植生の復元が困難な地域等で行われるものでない ●主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない ●山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさない ●色彩や形態が風致景観と著しく不調和でない ●公園事業道路等の路肩から20m以上離れているか、又は公益上必要であること、農林漁業上必要、建築物の敷地内のいずれかに該当 		<p>× 不可 (公益性、必然性が認められる場合を除く)</p>
土地の形状変更		<p>× 不可 (公益性、必然性が認められる場合、農地改良のための行為等を除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●植生の復元が困難な地域等で行われるものでない ●集団的に建築物その他の耕作物を設置する敷地造成でないこと(階段状の造成でないこと) ●ゴルフ場の造成のためでないこと 		

			<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物の埋め立てによるものでないこと ●申請に係る場所以外の場所においては目的を達成できないと認められること ●範囲が必要最小限であること ●土砂の流出のおそれがないこと 	
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> × 不可 (公益性、必然性が認められる場合を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ●単木択伐 ●択伐率が現在蓄積の10%以下 ●樹齢が標準伐期齢に10年を加えたもの以上 	<ul style="list-style-type: none"> ●標準伐期齢以上 ●択伐の場合は現在蓄積の30%以下 ●皆伐の場合は1伐区の面積が2ha以内 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●風致景観に著しい支障を及ぼす場合以外は制限なし
高山植物その他の指定植物の採取・損傷	<ul style="list-style-type: none"> ●学術研究その他公益上必要であり、かつ申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができない ●対象種がその地域において絶滅のおそれがない 			

3. 準景観地区指定の区域

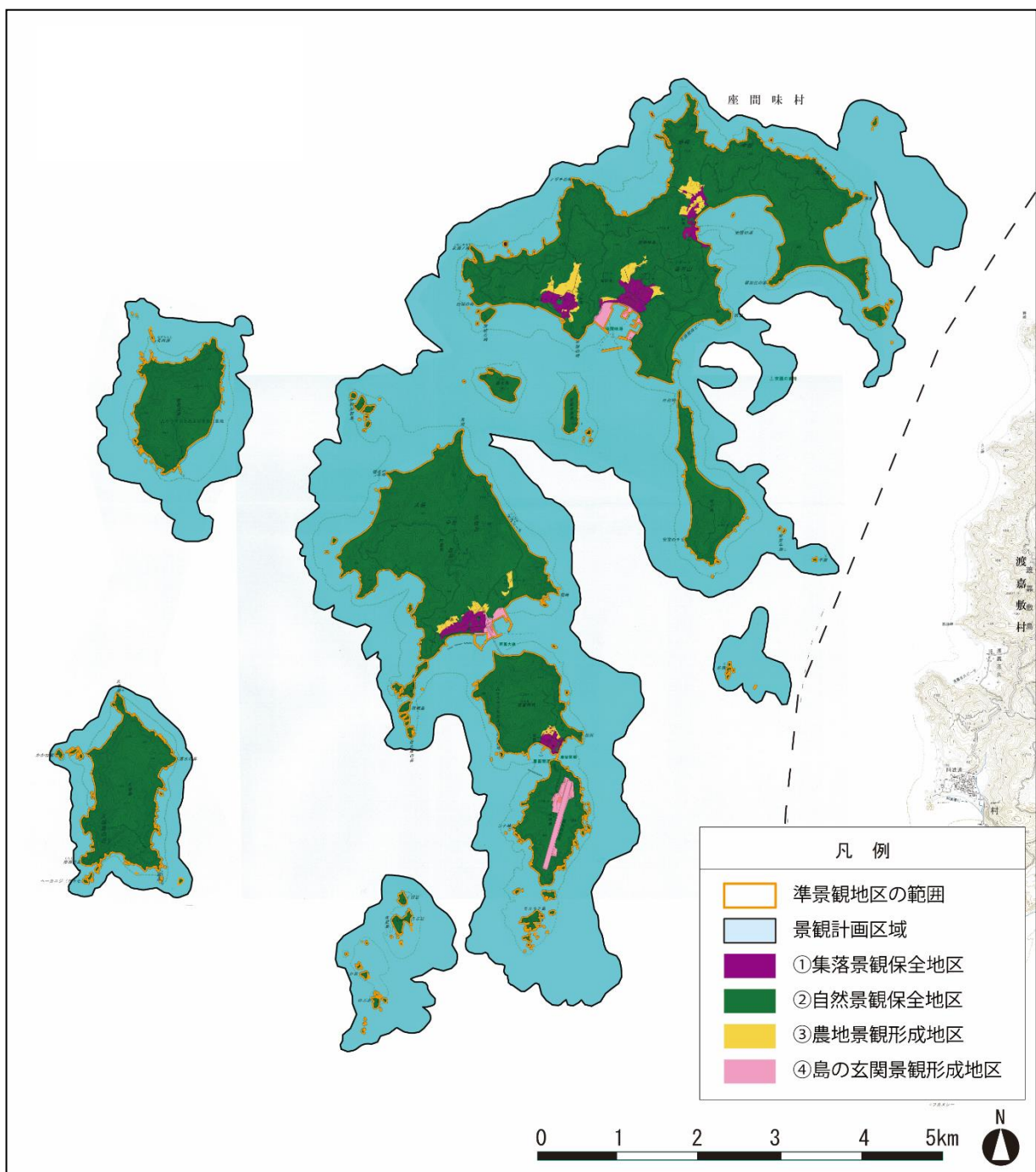
(1) 指定の区域

景観計画区域のうち、リーフを除く陸域の全ての区域を準景観地区の範囲とします。
(本村の景観計画区域は村全域と自然公園法に基づく海域公園区域を含む範囲としています)

(2) 区域区分

下図に準景観地区の範囲及び区域区分を示します。

図一 準景観地区の範囲と地区区分図



4. 準景観地区内における行為の制限

(1) 景観形成基準

1) 建築物

地区の名称		座間味村準景観地区			
地区の位置		景観計画区域のうち、リーフを除く陸域の全ての区域			
地区の面積		約 1,674ha			
項目		集落景観保全地区	自然景観保全地区	農地景観形成地区	島の玄関景観形成地区
建築物の形態・意匠に関する制限		<p>①建築物の形態・意匠は、背景となる山並みや海岸線等、周辺との調和に配慮すること。</p> <p>②地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。</p> <p>③丘陵地エリアの周辺においては、稜線や斜面地の傾斜になじませるよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。</p> <p>④周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。</p>			—
	屋根の形状	①建築物の屋根の形状は寄棟（4～6寸勾配）、素材は琉球赤瓦葺きとすることが望ましい。	—	—	①建築物の屋根の形状は寄棟（4～6寸勾配）、素材は琉球赤瓦葺きとする。
	屋根等の色彩	①建築物の屋根等に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。	①建築物の屋根等は、自然素材に多い、YR（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、中明度かつ中～低彩度の色彩とし、周辺の景観との調和に配慮すること。	①建築物の屋根等に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。	—

項目		集落景観保全地区	自然景観保全地区	農地景観形成地区	島の玄関景観形成地区
建築物の形態意匠に関する制限	外壁の色彩	①周辺の集落景観に配慮し、落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）を基調とすること。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。	①周辺の自然景観に配慮し、自然素材に多い、YR（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、中明度かつ中～低彩度の色彩を基調とすること。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。		①建築物の外壁等に用いる色彩は、周辺の集落景観に配慮し、できるだけ落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）を基調とする。但し、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩や、その設置目的等からやむを得ないと認められるものについては、この限りではない。
	素材	①周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材はできるかぎり避ける。			
	屋外設備	①屋外設備は、配置の工夫や遮へい等、できる限り通りから目立たないようにする。			
建築物の高さ・配置に関する制限		①座間味区及び阿嘉区：3階以下かつ13m以下 ①阿真区、阿佐区及び慶留間区：2階以下かつ10m以下	①平屋かつ8m以下		
		②緑の稜線を乱さないよう高さ・配置に配慮すること。 ③建築物等の高さ・配置は、周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう配慮すること。 ④建築物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこと。 ⑤太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないように配置などを工夫する。			
		⑥地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や景観を阻害しないよう、高さ・配置等に配慮すること。			—
		⑦地形を活かした建築物等の配置を行うこと。	—	—	

項目	集落景観保全地区	自然景観保全地区	農地景観形成地区	島の玄関景観形成地区
建築物の高さ・配置に関する制限	<p>⑧集落の背後に控える山並みの稜線を乱さないものとする。</p> <p>⑨周辺の低層住宅に配慮し、同等の高さとする。</p> <p>⑩建築物等の建築を行う際には、建築物の壁面の位置を道路側の敷地境界線から1.0m以上後退させること。但し、狭小な敷地に住宅の建設を行う場合にはその限りではない。</p>	—	—	—
敷地内の緑化、屋敷囲い(垣・柵)等	<p>①敷地内は出来る限り緑化に努めるものとする。</p> <p>②残されたフクギ等の屋敷林は出来るだけ保全するものとする。</p> <p>③垣又は柵を設ける場合は、生垣や石材等の自然素材を活用することが望ましい。ブロック塀等の人工物を屋敷囲いとする場合には、周辺に圧迫感を与えないよう、道路の地盤面からの高さを1.2m以下とするとともに、緑化や透過性の確保に努めること。</p>	<p>①敷地内は出来る限り緑化に努めるとともに、緑化の際には周辺の自然植生に配慮しながら在来種の活用を行うこと。</p> <p>②敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは周辺に圧迫感を与えないよう、道路の地盤面から1.2m以下とする。</p>	—	<p>①敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは施設の維持管理に支障のない範囲で、できる限り低く抑えること。</p>
その他	<p>①屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いないこと。</p> <p>②敷地内においては、常に整理整頓に努めること。</p>			

但し、村長及び景観審議会等の第三者機関が、当該建築物の必要性を認め、かつ、島の良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める場合についてはこの限りではない。

2) 工作物

項目	集落景観保全地区	自然景観保全地区	農地景観形成地区	島の玄関景観形成地区
形態・意匠・色彩	<p>①地域を代表する文化資源や、昔ながらのむら並みが残る集落、地域の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。</p> <p>②周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。</p> <p>③丘陵地エリアの周辺においては、稜線を乱さないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。</p> <p>④海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。</p> <p>⑤垣・柵を設ける場合は、生垣や石材等の自然素材を活用することが望ましい。また、ブロック塀等の人工物を設ける場合は、緑化する等、周辺景観との調和に配慮すること。</p> <p>⑥携帯電話基地局等の鉄塔類については、できる限り共同化に努めるとともに、背景になじむよう形態・意匠に配慮すること。</p> <p>⑦周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材の使用はできる限り避けること。</p> <p>⑧工作物に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。</p>			
高さ・配置	<p>①工作物の高さは13m以下とする。しかし、当該工作物の機能、目的において基準を超えた高さが必要な場合は、当該工作物の設置目的等を達成するために必要な最低限度の高さとする。</p> <p>②工作物の高さは地域の景観に配慮し、工作物を設置する周辺の建築物と同程度の高さに抑えること。</p> <p>③工作物の高さ・配置は、周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう配慮すること。</p> <p>④丘陵地エリアの周辺においては、稜線を乱さないよう、高さ・配置に配慮すること。</p> <p>⑤海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。</p> <p>⑥工作物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこと。</p> <p>⑦太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。</p>			
緑化等	<p>①大規模な工作物においては、敷地内緑化、壁面緑化等により圧迫感の軽減に努めること。</p> <p>②敷地内に、地域にとって重要な動植物の生息環境がある場合や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態に残すこと。</p> <p>③屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものをを用いないこと。</p>			

但し、村長及び景観審議会等の第三者機関が、当該工作物の必要性を認め、かつ、島の良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める場合についてはこの限りではない。

3) 開発行為等

項目		集落景観保全地区	自然景観保全地区	農地景観形成地区	島の玄関景観形成地区
開発行為	地形、擁壁・のり面	①できる限り行為前の地形を活かしたものとすること。 ②擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう、分節化等の工夫を行うこと。 ③のり面については緑化を図り、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努めること。			
	緑化	①開発行為を行う区域内に、地域にとって重要な動植物の生息環境や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態に残すこと。 ②当該行為を行う地区において定められた建築物・工作物の景観形成基準に準じて緑化すること。			
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	採取・採掘方法等、変更後の措置	①採取や採掘の範囲・面積は、必要最小限にとどめること。 ②採取又は採掘後の跡地は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。			
	地形、擁壁・のり面	①できる限り行為前の地形を活かしたものとすること。 ②擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう、分節化等の工夫を行うこと。 ③のり面については緑化を図り、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努めること。			
	緑化	①開発行為を行う区域内に、地域にとって重要な動植物の生息環境や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態に残すこと。 ②植栽を行う際には在来種の活用等、周辺の自然植生に配慮すること。 ③墓園の建設等による土地の形質の変更後は、外周部を緑化、修景すること。			
木竹の伐採	伐採方法等、伐採後の措置	①伐採の範囲・面積は、必要最小限にとどめること。 ②伐採後は植林に努めるとともに、伐採跡地ができる限り目立たないように、植栽等で遮へいすること。 ③植林を行う際には在来種の活用等、周辺の自然植生に配慮すること。			
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ・位置・遮へい	①積み上げにあたっては、できる限り周辺の建築物の高さより低く抑えること（3.0m以下）。			
	堆積の方法	①堆積の高さはできる限り低くするとともに、常に整理整頓を心掛けること。			
特定照明	照明の方法	①最小限の照明にとどめ、光源が空、道路、海など目的物以外に拡散しないよう配慮すること。 ②過度な明滅（めいめつ）を避けること。			

但し、村長及び景観審議会等の第三者機関が、当該開発行為等の必要性を認め、かつ、島の良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める場合についてはこの限りではない。

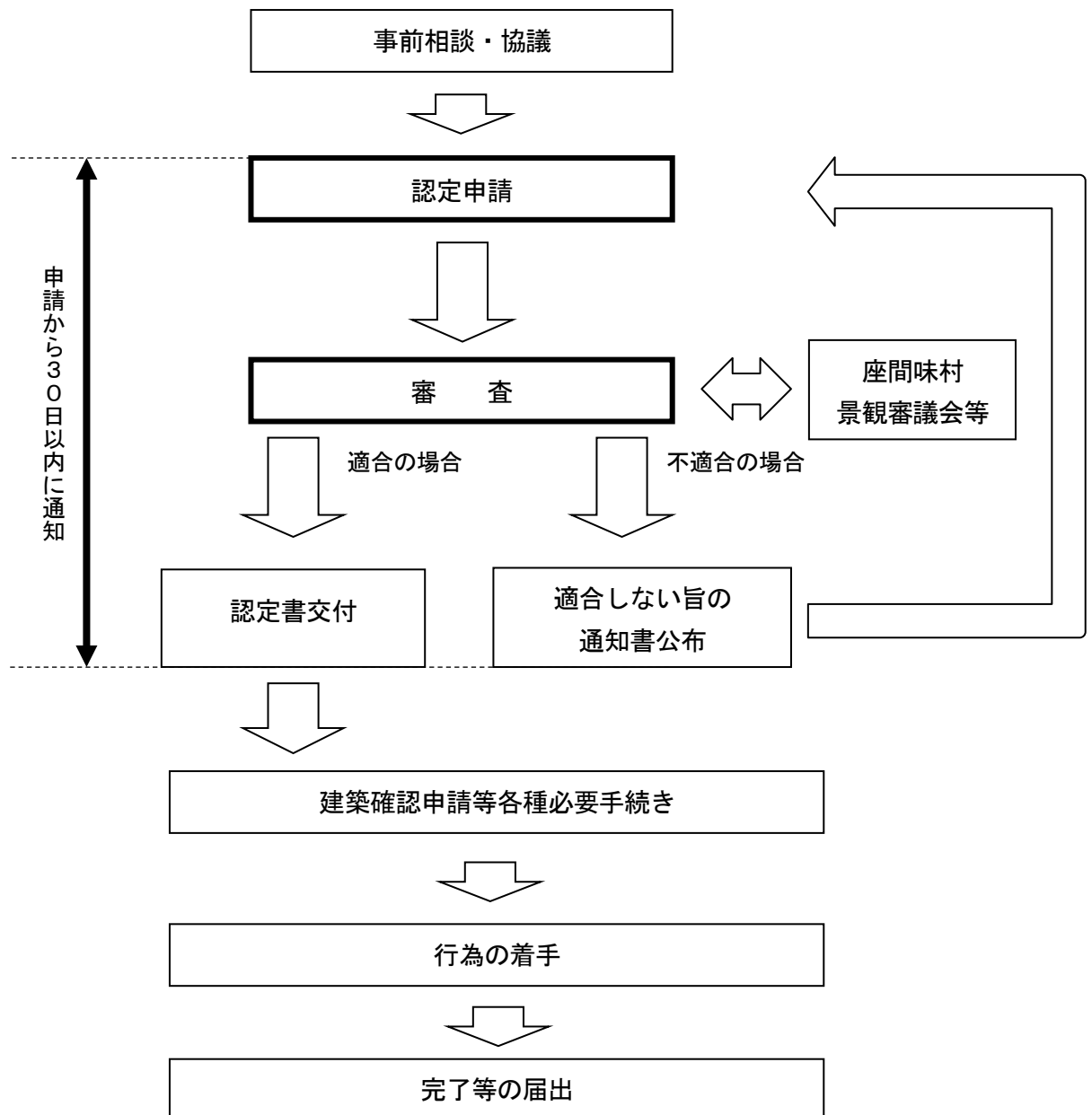
(2) 認定申請が必要な行為（届出対象行為）

対象となる行為	対象となる規模
1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更【特定届出対象行為 ^{※1} 】	○建築面積が 10 m ² を超える建築に関する行為 ○上記に該当する建築物のうち、外観の変更の範囲が 1/2 を超えるもの
2) 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更【特定届出対象行為 ^{※1} 】	○高さが 3.0mを超える擁壁、垣（生垣を除く）、柵、塀その他これらに類するもの ○高さが 13mを超える電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線（その支持物を含む）その他これらに類するもの ○コンテナハウス、トレーラーハウスその他これらに類するもので、高さが 1.5mを超えるもの ○上記以外の工作物で高さが 10mを超えるもの ○海面の区域で船舶の係留施設又は港湾若しくは漁港の外郭施設で全延長が 50mを超えるもの又は高さが 2.0mを超えるもの ○上記に係る工作物の外観の変更の範囲が 1/2 を超えるもの ○太陽光パネル面積の合計が 50 m ² を超えるもの
※1：特定届出対象行為⇒景観法第17条第1項の規定により景観行政団体の条例で定める行為。特定届出対象行為について、景観計画に定められた形態意匠の制限に適合しないものをしてしようとする者又はした者については、必要な限度において、設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができます。（変更命令）	
3) 開発行為	○土地の面積が 300 m ² を超えるもの若しくは高さ 3.0mを超えるのり面が生じるもの
4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他の土地の形質の変更	○土地の面積が 300 m ² を超えるもの若しくは高さ 3.0mを超えるのり面が生じるもの
5) 木竹の伐採	○土地の面積が 300 m ² を超えるもの。但し、枯損した木竹の伐採、木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採等を除く
6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	○堆積の高さが 3.0m以上若しくは土地の面積が 300 m ² 以上で、堆積の期間が 90 日以上のもの
7) 特定照明（ライトアップなど）	○夜間に公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物または物件の外観について行う照明の新設、増設、改設、移設、色彩などの照明方法の変更

(3) 申請手続きの流れ

準景観地区内における認定申請の流れは、概ね以下のとおりです。

■ 認定申請の流れ



第6章 計画推進に向けて

1. 推進に向けての考え方

本村において協働の景観むらづくりを推進し、良好な景観形成をすすめていくためには、身近にある大切な風景に気づいたり、自然、歴史、文化等、地域の良さ及び地域固有の資源を再認識することや共有することから始まります。地域特性等を再認識し村民の景観に対する感性が高まることで、清掃活動等の日常的な美化活動や景観形成基準の共有等へとつながっていきます。

良好な景観形成を図るためには、それぞれの地域に根ざした継続的な取り組みが必要となってくることから、以下の3つを段階的に意識しながら展開していくことが重要です。

【初動期】

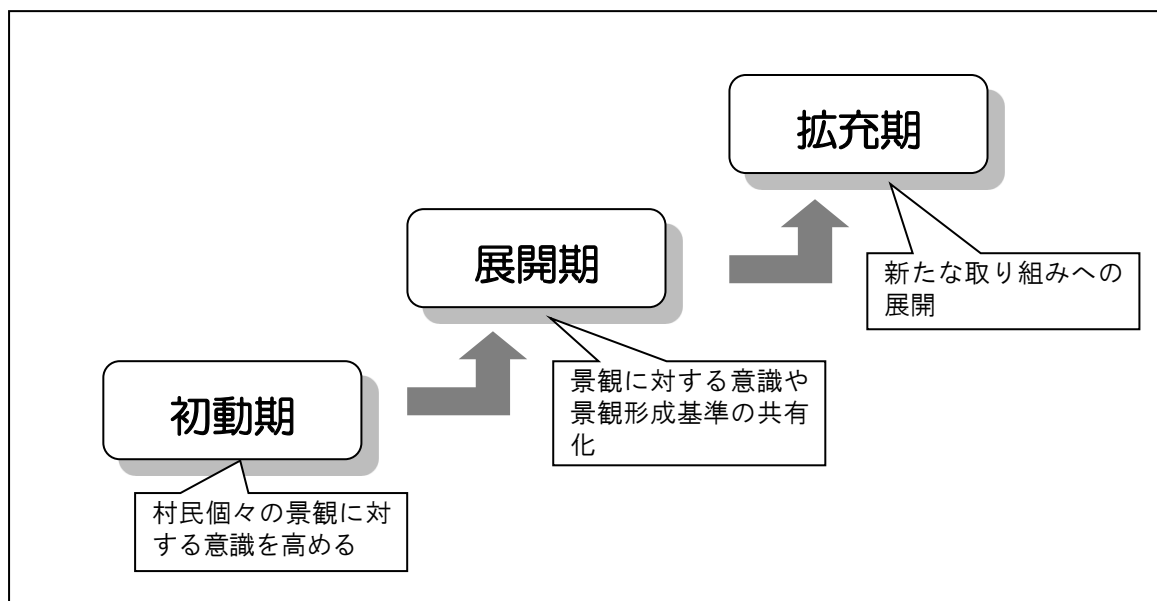
- 身近にある大切な風景に気づく
- 自然、歴史、文化等、地域の良さや固有の資源を再認識し、地域で共有する
- ポイ捨てをしない等、個人ですぐに取り組めることを実践していく 等

【展開期】

- 地域の環境美化活動等、これまで取り組んでいる身近な活動を継続する
- 地域や事業所、仲間同士で、ゴミ拾いやビーチクリーン等、新たな活動をする
- 地域で景観形成基準を共有する 等

【拡充期】

- これまでの取り組みにより、地域の景観が良くなったと実感することができる
- 新たな景観形成基準づくり等、より望ましい地域の景観づくりをめざした活動に取り組むことで、新たな段階の初動期につなげる 等



2. 法に基づく取り組みの推進

法に基づく取り組みの基本となるのは、景観法の活用です。景観法に基づく景観計画の普及・啓発に努めながら、景観法に基づく各種取り組みをすすめます。

一方で、景観づくりをすすめていくためには、景観法の枠組みだけでは限界があることから、関連する既存法制度と連携した取り組みをすすめます。

(1) 景観法に基づく取り組み

景観計画に基づく届出行為、行為の制限の適切な運用を行うとともに、景観重要建造物等の洗い出しと指定に向けた取り組みをすすめます。

また、各主体の連携、協働による景観づくりをすすめるため、必要に応じて「景観協議会」の設置や「景観協定」等を活用します。

一方、本村の良好な景観形成を図るため、より強力な景観の規制・誘導に向け、「準景観地区」の指定に取り組みます。

1) 景観協議会の検討

景観協議会は良好な景観形成に関する協議を行うため、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者等で組織するもので、必要に応じ関係行政機関や公益事業を営む者、住民その他、良好な景観形成を行う者を景観協議会に加えることができます。

本村においては、今後、景観形成に向けた各主体の取り組み状況等をみながら、必要に応じて設置を検討します。

2) 景観協定の普及

景観協定は、景観計画区域内の土地において良好な景観形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観形成に関する協定を締結できる制度です。

村民との連携、協働による景観むらづくりをすすめていくためにも景観協定制度の普及に努めます。

3) 準景観地区の指定

準景観地区は、より積極的に規制・誘導を行うことで、良好な景観形成をより強力に担保する制度です。

都市計画区域外の本村においては、それぞれの地域特性に応じた望ましい姿を実現するため、村民の意向を十分に踏まえながら関連法制度の活用も考慮しながら、景観地区に準ずる「準景観地区」制度を活用し、実効性の高い景観誘導を進めます。

(2) その他の関連法制度との連携・活用

本村では、景観に関する法制度として自然公園法をはじめ、文化財保護法、農業振興地域の整備に関する法律等があります。これらの関連法制度との十分な調整、連携を行い、良好な景観形成に向けた総合的な取り組みをすすめます。

1) 自然公園法

本村は隣接する渡嘉敷村及び周辺海域が慶良間諸島国立公園に指定されていることから、自然公園法と連動した自然景観の保全に取り組みます。

2) 屋外広告物法（沖縄県屋外広告物条例）

沖縄県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の規制・誘導をすすめるとともに、今後の設置状況等も踏まえて、必要に応じて村独自のルールづくりについて検討を行うこととします。

3) 文化財保護法

本村の歴史・文化的な景観資源については、今後とも文化財保護法に基づく指定に取り組む等、文化的資源の保全・活用を図ります。

4) その他の関連法制度との調整、連携

その他、建築基準法や海岸法、河川法、農地法等の関連法に基づく各種施策等について、良好な景観づくりの視点から調整、連携を行うことにより、総合的な景観の形成をすすめます。

3. 自主的な取り組み

景観むらづくりをすすめていくためには、自然公園法をはじめとした関連法制度を活用した取り組みとともに、村の自主的な取り組みが重要となります。自主的な取り組みとしては、村民等との協働による景観づくりをすすめるための普及・啓発の推進や表彰制度・助成制度の創設とともに、各主体の連携、協働を図るための体制構築が必要です。

(1) 村民等による景観むらづくり活動の促進に向けた取り組み

1) 景観計画の普及・啓発及び景観に関する各種情報の提供

景観計画に対する村民等の理解を深めるとともに、村民等の主体的な取り組みの促進を図るため、景観計画の概要版の配布や村ホームページへの掲載、その他景観に関する各種情報の提供等を行います。

2) 専門家の派遣、表彰制度・助成制度等の支援制度の創設

村民等の主体的な取り組みを支援するため、専門家の派遣、表彰制度や助成制度等の支援制度を創設します。

3) 座間味村美ら島づくり条例の推進

本村の快適な生活環境を確保し、国立公園にふさわしい美しいむらづくりを推進するため、行政、事業者等及び村民等が協力して村内の環境美化の促進を図ります。

(2) 景観づくりの推進体制の構築

本計画の効果的かつ円滑な運用を図るため、景観計画・景観条例に基づく届出の前に行う相談制度・事前協議の創設に取り組むとともに、第三者機関としての座間味村景観審議会の創設、庁内の体制構築、国や県との連携・協力体制の強化を行います。

1) 相談・事前協議制度の設置

地域の景観と調和した建築・開発行為等を促すため、事業者が行為を行うにあたり専門家等へ相談できる制度（景観アドバイザー制度）の創設や、届出対象行為について事業者と事前に協議できる制度の創設を検討します。

2) 座間味村景観審議会の創設

本村の自然環境の保持と良好な景観の維持、良好な集落景観の形成を主眼においた村土の有効利用を図るとともに、本計画に基づき座間味村の良好な景観むらづくりの推進を行うため、第三者機関として座間味村景観審議会を創設します。座間味村景観審議会として、概ね以下のような役割を担うこととします。

- 届出行為の基準への適合、準景観地区の指定等についての審議
- 景観重要建造物等の指定、その他景観に関する基本的な事項又は重要な事項についての審議

3) 庁内連絡協議会の設置

景観計画に基づく総合的、横断的な取り組みを推進するため、関係部局間の計画、施策等を踏まえた調整や整合性確保等を行う組織を設置します。

4) 国・県との連携・協力体制の強化

国や県関係部局（環境省那覇事務所、県都市計画・モノレール課、県文化課、県自然保護課等）との連携・協力体制の強化を図ります。

4. 地域防災計画との連携

津波避難所の整備の際には、関係機関との調整のもと、座間味村地域防災計画及び本計画における「景観形成基準」に則り、当該建築物等の設置目的を達成するために必要な最低限の高さの確保を行うこととします。

5. 計画の見直し

本計画の計画期間は概ね10年間とし、5年を目途に見直しを行います。

しかしながら、社会経済情勢の変化等に迅速に対応する必要があることから、座間味村総合計画等の上位・関連計画との整合性を図るとともに、必要に応じて景観形成基準や届出対象規模等の計画内容の見直しを行います。